

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【事業年度】 第71期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 東海エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 TOKAI ELECTRONICS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大倉 慎

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目34番14号

【電話番号】 (052)261-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部本部長 谷 徹雄

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目34番14号

【電話番号】 (052)261-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部本部長 谷 徹雄

【縦覧に供する場所】 東海エレクトロニクス株式会社東京支店
(東京都世田谷区等々力七丁目2番9号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	60,759,321	64,495,274	60,833,288	56,998,768	39,362,026
経常利益 (千円)	2,034,196	1,605,939	1,658,598	1,096,898	950,327
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,403,653	1,042,328	491,949	642,226	396,280
包括利益 (千円)	1,557,417	1,408,922	1,306,119	706,301	1,488,410
純資産額 (千円)	14,729,141	15,929,054	17,016,559	17,496,316	18,757,382
総資産額 (千円)	29,566,890	30,571,569	30,798,177	29,056,090	29,744,752
1株当たり純資産額 (円)	6,973.41	7,534.07	8,011.62	8,231.56	8,811.60
1株当たり当期純利益 (円)	668.98	496.02	233.15	304.11	187.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	656.35	485.19	227.94	296.54	182.37
自己資本比率 (%)	49.6	51.8	54.9	59.8	62.7
自己資本利益率 (%)	10.1	6.8	3.0	3.7	2.2
株価収益率 (倍)	4.2	6.0	13.7	8.3	15.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	596,565	761,454	3,621,361	760,954	10,025,160
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	403,507	78,226	449,381	273,404	18,168
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	328,594	762,231	1,425,960	36,799	1,476,815
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	2,364,737	2,372,636	4,268,261	3,254,189	11,946,209
従業員数 (名)	358	373	380	360	350

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	48,435,856	50,326,853	44,826,595	41,446,284	25,912,705
経常利益 (千円)	1,580,363	1,298,480	1,422,504	862,845	580,863
当期純利益 (千円)	1,138,961	824,742	396,057	489,499	667,858
資本金 (千円)	3,075,396	3,075,396	3,075,396	3,075,396	3,075,396
発行済株式総数 (株)	2,360,263	2,360,263	2,360,263	2,360,263	2,360,263
純資産額 (千円)	12,377,537	13,065,800	13,546,926	13,914,675	14,801,167
総資産額 (千円)	25,218,985	25,904,014	25,080,333	23,468,842	23,550,117
1株当たり純資産額 (円)	5,854.36	6,171.48	6,368.52	6,535.54	6,941.18
1株当たり配当額 (円)	107.00	112.00	114.00	114.00	114.00
(うち1株当たり中間配当額)	(52.00)	(55.00)	(57.00)	(57.00)	(57.00)
1株当たり当期純利益 (円)	542.83	392.48	187.70	231.79	315.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	532.58	383.91	183.51	226.02	307.35
自己資本比率 (%)	48.8	50.1	53.6	58.8	62.3
自己資本利益率 (%)	9.6	6.5	3.0	3.6	4.7
株価収益率 (倍)	5.2	7.6	17.0	10.9	9.2
配当性向 (%)	19.7	28.0	60.7	49.2	36.1
従業員数 (名)	209	223	214	200	197
株主総利回り (%)	108.3	118.1	130.8	110.2	128.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	3,000	3,090	3,580	3,235	3,180
最低株価 (円)	2,602	2,795	2,874	2,371	2,350

(注) 1. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は名古屋証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は名古屋証券取引所メイン市場におけるものです。

2. 第71期の1株当たり配当額114円のうち、期末配当額57円については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2 【沿革】

1945年10月、電気絶縁材料の卸売商として個人経営の東海物産社を創業し、モータの絶縁紙を三菱電機株式会社名古屋製作所へ納入したことをはじめとして、1953年には三菱電機株式会社の合金類やゴム製品の特約店となり、これを機に電気絶縁材料卸売商として形態を整えました。

1955年5月、業容の拡大と企業の一層の充実を図るため、東海物産株式会社を設立いたしました。

なお、当社は創業以来65年以上にわたり、東海物産を社名としてまいりましたが、エレクトロニクス技術商社としての付加価値を追求するため、2011年10月1日付で東海エレクトロニクス株式会社へ商号変更いたしました。

年月	主な沿革
1955年5月	東海物産株式会社(資本金1,250千円)を設立。本社を名古屋市中区南大津通りに設置し、東京営業所(現・東京支店、東京都世田谷区)を設置。
1960年10月	本社を名古屋市中区矢場町(現在地)に移転。
1967年7月	群馬県太田市に北関東出張所(旧・北関東営業所)を設置。
1967年8月	静岡県沼津市に沼津出張所(旧・沼津支店)を設置。
1968年5月	愛知県知立市に知立出張所(旧・知立支店)を設置。
1970年5月	機器営業部の一部(自動制御機器販売部門)を分離し、扶桑興産株式会社の新設子会社東海オートマチックス株式会社に業務移管。
1971年2月	愛知県小牧市に小牧営業所(旧・小牧支店)を設置。
1971年4月	物資営業部の一部(ガラス繊維販売部門)を分離し、東海グラスファイバー株式会社を設立。
1972年4月	機器営業部の一部(空調機器販売及び計装工事部門)を分離し、東海計装工業株式会社を設立。
1972年4月	三重県津市に津営業所(旧・津支店)を設置。
1973年6月	大阪府守口市に大阪営業所(現・大阪支店、吹田市)を設置。
1984年7月	扶桑興産株式会社を吸収合併し、東海オートマチックス株式会社を子会社化。
1984年12月	東海グラスファイバー株式会社及び東海計装工業株式会社を吸収合併。
1985年7月	長野県松本市に松本営業所(現・松本支店)を設置。
1986年12月	名古屋証券取引所市場第二部へ株式上場。
1987年10月	台湾に台北事務所を設置。
1988年10月	新東商事株式会社を吸収合併。
1989年3月	香港に東海精工(香港)有限公司を設立。
1989年4月	東京都八王子市に八王子営業所(旧・八王子支店)を設置。
1994年10月	シンガポールにTOKAI PRECISION(S)PTE.LTD.(現・TOKAI ELECTRONICS(S)PTE.LTD.)を設立。
1995年10月	台湾に台湾東海精工股份有限公司を設立。
1995年12月	北関東営業所を埼玉県熊谷市に移転し、名称を熊谷営業所(現・熊谷支店)に変更。
1996年4月	アメリカにTOKAI PRECISION AMERICA,LTD.(現・TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.)を設立。
1996年7月	愛知県名古屋市にシーシーエス株式会社(現・東海テクノセンター株式会社)を設立。
1998年6月	知立支店を愛知県安城市に移転し、名称を安城支店に変更。
1998年8月	フィリピンにTOKAI PRECISION PHILIPPINES,INC.(現・TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES,INC.)を設立。
1999年12月	中国深圳に東海精工(香港)有限公司深圳事務所を設置。
2000年6月	インドネシアにPT.TOKAI PRECISION INDONESIA(現・PT.TOKAI ELECTRONICS INDONESIA)を設立。
2001年10月	中国上海に東海精工(香港)有限公司の全額出資により東精国際貿易(上海)有限公司を設立。
2003年4月	タイにTOKAI PRECISION (THAILAND) LTD.(現・TOKAI ELECTRONICS(THAILAND) LTD.)を設立。
2003年7月	中国深圳に東海精工(香港)有限公司の全額出資により東海精工諮詢(深圳)有限公司を設立。
2007年2月	愛知県名古屋市に新本社ビル建設。
2007年4月	愛知県名古屋市に東海ファシリティーズ株式会社を設立。
2010年1月	中国天津に東精国際貿易(上海)有限公司天津連絡事務所を設置。
2011年4月	八王子支店を東京支店に統合。
2011年6月	中国大連に東精国際貿易(上海)有限公司大連連絡事務所を設置。
2011年10月	商号を東海エレクトロニクス株式会社に変更。
2012年8月	アメリカ デトロイトにTOKAI PRECISION AMERICA,LTD.DETROIT OFFICE(現・TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.DETROIT OFFICE)を開設。
2012年12月	中国広州に東海精工諮詢(深圳)有限公司 広州分公司を設置。
2015年3月	沼津支店を三島駅前に移転し、名称を三島支店に変更。
2015年4月	ドイツにデュッセルドルフ事務所を設置。
2016年4月	中国深圳に東精国際貿易(上海)有限公司 深圳分公司を設置。
2016年11月	インドにTOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.を設立。
2017年1月	津支店を本社名古屋支店に統合。
2017年2月	安城支店を愛知県刈谷市に移転し、名称を刈谷支店に変更。
2017年2月	ドイツにTOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbHを設立。
2020年4月	藤田電機工業株式会社の半導体販売事業の一部を統合。
2022年4月	名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、名古屋証券取引所の市場第二部からメイン市場に移行。
2024年4月	小牧支店を本社名古屋支店に統合。
2025年4月	東海オートマチックス株式会社を吸収合併。

3 【事業の内容】

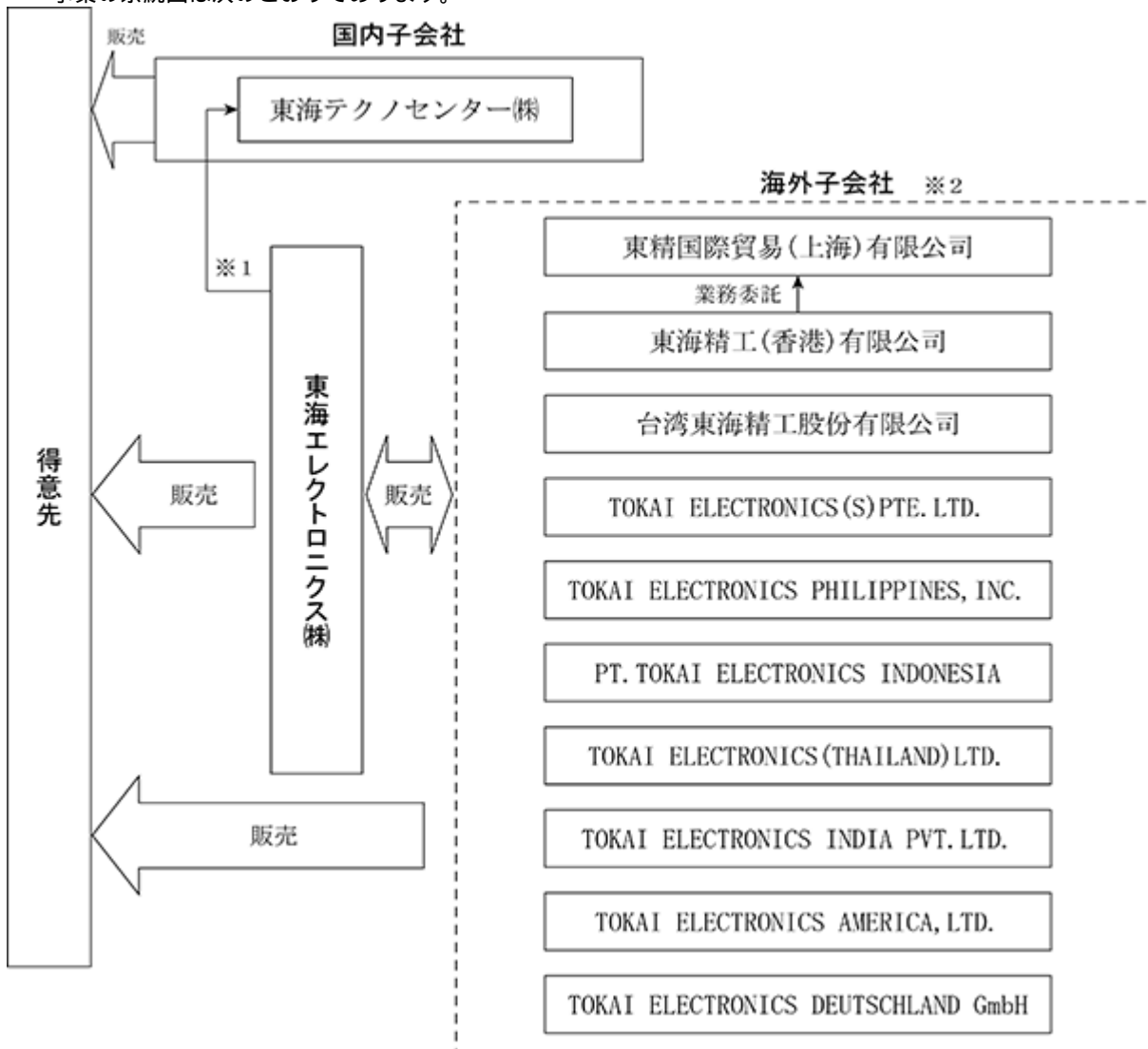
当社の企業集団は、当社および子会社11社で構成され、各種電子部品および関連商品の販売を主な業務としております。

東海テクノセンター株式会社は、各種ソフトウェアの開発、販売およびその他のサービス等の事業活動を展開しております。

東海精工(香港)有限公司、TOKAI ELECTRONICS(S)PTE.LTD.、台湾東海精工股份有限公司、TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.、TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.、PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA、東精国際貿易(上海)有限公司、TOKAI ELECTRONICS(THAILAND)LTD.、TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.、TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbHは、当企業集団の海外販売拠点として香港、シンガポール、台湾、アメリカ、フィリピン、インドネシア、中国、タイ、インド、ドイツ周辺地域での販売を担当しております。東精国際貿易(上海)有限公司は中国における販売活動を行うとともに、東海精工(香港)有限公司の事務業務を請け負い担当しております。

なお、当連結会計年度より、未来の価値創造に向けた戦略的な取り組みを推進するため、自動車分野への取り組みが中心であった「中部・関西第2カンパニー」と「中部・関西第3カンパニー」を統合し、新たな「中部・関西第2カンパニー」とする体制としております。また、2025年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である東海オートマチック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。この吸収合併により、従来、セグメント「システム・ソリューションカンパニー」に含めていた東海オートマチック株式会社が行っていた事業は、当社の事業に承継されているため、当連結会計年度より当該事業部分を「中部・関西第1カンパニー」に含めております。

事業の系統図は次のとおりであります。



- (注) 1 東海テクノセンター(株)への商品代行仕入であります。
 2 海外子会社間においても、販売取引を行っております。
 3 当社グループのセグメント別の位置付けは次のとおりであります。
 関東・甲信越カンパニー.....当社
 中部・関西第1カンパニー...当社
 中部・関西第2カンパニー...当社
 オーバーシーズ・ソリューションカンパニー
 ...東海精工(香港)有限公司、TOKAI ELECTRONICS(S)PTE.LTD.、台湾東海精工股份有限公司、
 TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.、TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.、
 PT.TOKAI ELECTRONICS INDONESIA、東精国際貿易(上海)有限公司、
 TOKAI ELECTRONICS(THAILAND)LTD.、TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.、
 TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH
 システム・ソリューションカンパニー...東海テクノセンター(株)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
東海テクノセンター(株)	名古屋市中区	30,000	システム事業	100.0	各種ソフトウェア等の 開発・販売 役員の兼任 2名
東海精工(香港)有限公司	香港	千US\$ 7,371	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売 (注)1
TOKAI ELECTRONICS(S) PTE.LTD.	シンガポール	千US\$ 2,373	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売
台湾東海精工股份有限公司	台湾	千NT\$ 20,000	デバイス事業	100.0 (100.0)	電子部品等の販売 (注)3
TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.	米国	千US\$ 800	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売
TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.	フィリピン	千US\$ 2,000	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売
PT.TOKAI ELECTRONICS INDONESIA	インドネシア	千US\$ 1,000	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売
東精国際貿易(上海)有限公司	中国・上海	千RMB 31,729	デバイス事業	100.0 (100.0)	電子部品等の販売 (注)1、3
TOKAI ELECTRONICS(THAILAND)LTD.	タイ	千THB 130,000	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売 (注)1
TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.	インド	千INR 73,235	デバイス事業	100.0 (0.5)	電子部品等の販売 (注)3
TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH	ドイツ	千EUR 25	デバイス事業	100.0	電子部品等の販売

- (注) 1 特定子会社に該当しております。
 2 上記子会社のうちには、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で世界経済においては、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格高騰への懸念に加え、米国の通商政策をめぐる動向などにより、景気の先行きは不透明感が一層高まる状況となっています。

このような状況ですが、当社グループは前中期経営計画（Move for Future2025）の成果を踏まえ、2028年度を最終年度とする新たな中期経営計画（Always Together2028：AT28）を策定しました。AT28では、いつでも、どこでもそばにいる、頼りになる存在でありたい、その価値を磨いていこうということを目指し、

1. エレクトロニクスのパートナーとして、いつでも、どこでも一緒に
～想いや経験を共有し、社会や人の生活に役立とう～
2. 安心・安全な社会、緑豊かな環境を創ろう
～エレクトロニクスのチカラでより良い未来を創ろう～

をテーマとして掲げ、2028年度目標の売上高550億円、営業利益11億円、親会社株主に帰属する当期純利益7億5千万円の実現に向け、各アクションの実行を推進してまいります。

（1）事業継続態勢・リスクの予兆管理の充実

中東情勢の緊迫化に伴う資源価格高騰への懸念、米国の通商政策をめぐる動向などにより世界情勢はますます不安定な状況となっています。国家間での対立などによるローカリゼーションの加速、地政学的なリスクの拡大に対し、世界のパートナーとのコミュニケーションを良く取り、柔軟にお客様への最適な供給を行い、事業を継続できるよう努めてまいります。また、近年増加しているサイバー攻撃などのリスクに対するセキュリティシステムの強化や社員教育の継続により、情報セキュリティに対するリスク管理体制の充実を図ってまいります。

（2）収益力の向上・健全な財務体質の維持

世界のパートナーと外部環境の変化に強い当社独自のビジネスモデルを構築し、更なる収益力の向上に努めてまいります。具体的には、当社の主力市場である自動車分野では、電動車開発に対するサポートや車両の軽量化につながる素材提案などによって新たな価値づくりに取り組んでいきます。また、道路や鉄道などの社会インフラ分野では、無線システムの提案などで社会課題解決に取り組んでいきます。

資産管理面においては、現地・現物確認を基本として、適切な資産の活用・管理を行い、引き続き健全な財務体質の維持に努めてまいります。

（3）全社プロジェクトの推進・社会課題への取り組み

5つの全社横断プロジェクト（自動車、医療、環境・エネルギー、IoT・FA、ソフトウェア）の推進を通じて、ミライの価値づくりと社会課題の解決に取り組んでいます。各分野に共通する課題への対応、ソリューションの提案とともに、自動車と環境・エネルギープロジェクトの融合など、各プロジェクトが協業し活動を推進することで、持続可能な社会の実現に向け貢献してまいります。

（4）人的資本の活用・ダイバーシティの推進

人材の流動化、働き方改革など、世の中の情勢を踏まえ、女性や多様な人材がやりがいをもって働くことができるよう、働き方改革の取り組みや制度面の整備などを進めています。さらに、職層・職務にあわせた研修や業務資格認定、社内マイスター制度の運用により各社員の専門性をより一層高めてまいります。

（5）エンジニアリング機能の強化

ソリューション・プロバイダーとして、海外拠点を含め技術者の増強などエンジニアリング力の強化に努めております。海外ネットワークを活かし、ハードウェア・ソフトウェアの両面から提案活動を行うことにより、お客様にとってかけがえのないパートナーとなるよう取り組んでいます。

（6）品質への徹底した取り組み

品質の国際規格ISO9001に基づき、品質方針の徹底と業務の見える化、ノウハウの共有などにより、社内業務品質の向上をより一層図ってまいります。品質への取り組みを継続し、お客様のかけがえのないパートナーとなるべく、グローバルでの品質管理体制を強化し、世界のパートナー様と品質に対する意識、ベクトルを合わせ、高品質な製品・ソリューションを提供してまいります。

（7）サステナビリティへの取り組み・コンプライアンスの徹底

当社グループは「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」を経営理念としております。SDGs（Sustainable Development Goals）への対応として、子供たちの学びの場の提供など地域社会への貢献活動とともに、環境に優しいビジネスへの取り組みなどを強化し、地球環境を守ってまいります。また、コンプライアンスを徹底し、人に愛され、信頼される良い企業で有り続けてまいります。

当社グループは、「基本徹底 Enforce Fundamentals」と「Quality First for Customer!」の経営ビジョンに沿って、企業価値の向上に努めてまいります。管理体制面では、コーポレートガバナンス・コードに沿って、内部統制機能と経営体質の強化により、ガバナンス体制を充実させてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」の経営理念のもと、サステナビリティ基本方針に沿った誠実な企業行動の実践を通じて、「豊かな社会創り」と「社会の持続的な発展」に貢献することを目指しています。

サステナビリティ基本方針において、当社グループが特に取り組むべき以下の8つの分野を掲げております。8つの分野は、「社会の課題解決と持続的発展への貢献」「法令順守、倫理的行動の実践」「ステークホルダーとの信頼構築」「環境保護のための取り組み」「品質向上の取り組み」「時間の有効活用と期限管理」「個人の尊重と差別の排除」「社員の健康増進と教育」であります。

当社グループでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督責任は取締役会が担っており、サステナビリティ基本方針に基づく各分野の進捗状況やリスク・機会の評価結果について、経営企画部門が半期ごとに報告書を作成し、経営会議および取締役会に提出しています。取締役会は、これらの報告をもとに、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略や目標の設定、進捗状況のモニタリング、必要な是正措置の指示等を行っています。また、サステナビリティ推進に関する重要事項については、取締役会での審議・決議を経て、全社的な統制・手続の整備・運用を図っています。

(2) リスク管理

当社グループは、サステナビリティ各分野におけるリスク及び機会は、経営企画部門が中心となり、各部門からの情報収集や外部環境分析を通じて識別しています。サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するため、「業務品質の向上」「地球環境保護の取り組み」「人材育成・女性活躍の推進」「ITセキュリティ管理強化」を重要な施策として各戦略・指標・目標を設定しています。識別されたリスク及び機会は、重要度や発生可能性、影響度等の観点から評価し、優先順位付けを行った上で、経営会議やリスク管理委員会にて評価しています。これらのリスク及び機会については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて管理方針や対応策の見直しを行っています。機会についても、事業拡大や新規事業創出等の観点から評価・管理を行っています。今後も、社会的要請や事業環境の変化等を踏まえ、重要性の高い戦略・指標・目標については適宜見直し、開示を充実させてまいります。

(3) 具体的な取組

業務品質向上

(戦略)

当社グループは、提供する製品、サービスの品質向上に継続的に取り組み、常にお客様が満足いただける水準の品質を提供できるよう取り組んでいます。品質管理管掌役員の指揮のもと、ISO9001に準拠した品質マネジメントサイクルを運営し、品質管理委員会においてリスクと機会の識別や課題への取り組み進捗を報告、確認しています。また、定期的にお客様への満足度調査を実施し、そのフィードバックを課題解決、品質向上に活かしています。課題の発生した事例に対しては、品質管理の専任部署も入り真因分析と再発防止策を策定しており、品質管理管掌役員が主宰する品質強化会議において、その事例を社内共有しています。

品質管理管掌役員が事業年度毎に課題事項の発生件数などの品質目標を設定して、その達成状況を評価確認するほか、部署単位でも品質目標を設定して、PDCAを運営しています。

(指標及び目標)

主要な品質目標としては、以下のものを設定しています。

指標	目標(2025年度)	実績(2025年度)
当社責による品質クレーム件数 (注)1	8件以下	6件
当社責による売掛金・ 買掛金の違算件数(注)1	40件以下	39件

(注)1.集計対象会社は連結グループ。

地球環境保護の取り組み

(戦略)

当社グループは、地球温暖化や環境汚染などの環境問題に目を向け、その解決のために自然共生社会、循環型社会の構築に取り組んでいます。また、省エネルギー、省資源など、自らの企業活動によって生ずる環境負荷の低減に取り組んでいます。さらに、社会貢献と社員の環境意識醸成のために、自治体が主催する植樹イベントへの参加や干潟でのゴミ清掃活動に継続的に取り組んでいます。

中期経営計画のもとで環境エネルギープロジェクトを運営し、省エネルギーや脱プラスチック、カーボンニュートラル等、地球環境保護に繋がる技術や材料・素材の検討や提案活動を進めており、その進捗は社内プロジェクト運営会議等の場で報告されています。

(指標及び目標)

主要な取り組み目標としては、以下のものを設定しています。

指標	目標 (2025年度)	実績 (2025年度)
CO2排出量 (Scope1, 2) (注) 1	210トン	101トン(対前年比1.0%削減)
電力消費量 (注) 1、2	443kwh	453kwh(対前年比1.9%削減)

(注) 1. 集計対象会社は当社及び国内連結子会社としています。海外連結子会社については、現時点でデータ収集体制が整っていないため、今後体制整備を進め、将来的には連結グループ全体での開示を目指します。

2. 電力消費量は、各プロジェクトの会議時間等の短縮に努め、対前年比は減少となりましたが、目標値には未達の結果となりました。引き続き会議時間の短縮など、より効率的な業務運営に努め、電力消費量の削減に取り組んでまいります。

人材育成・女性活躍の推進

(戦略)

当社グループは、多様な知見、経験を有する人材が活躍することで企業活動が活性化し、新しい価値創造に繋がるものの考え方のもと、女性や外国人を含む国際経験の豊かな者、中途採用者の管理職への登用を進めています。多様性が効果を発揮するためには、会社の経営理念や価値観、事業戦略、社内ルール等の共通基盤を全ての社員が習得することが重要と考えており、そのための研修の機会を設けています。

また、女性が企業で働き続けるための障害を取り除き、女性の管理職への登用を積極的に促進することは組織の多様化を進め、女性の視点を取り込むことで企業活動の活性化に繋がるものと考えています。子育て支援が必要な世代の方々が、育児と仕事を安心してかつしっかりと両立できるよう、柔軟な働き方ができる仕組みを整え、制度の利用しやすさを向上させるため、育児・介護休業に関する規程を改訂したほか、女性の総合職へのコース転換を積極的に進めています。

(指標及び目標)

主要な取り組み目標としては、以下のものを設定しています。

指標	目標 (2027年度)	実績 (2025年度)
採用した労働者に占める 女性労働者の割合 (注)	25.0%以上	6.6%
男性と女性の平均勤続年数の差 (注)	2年以内	3.4年

(注) 集計対象会社は当社及び国内連結子会社としています。海外連結子会社については、現時点でデータ収集体制が整っていないため、今後体制整備を進め、将来的には連結グループ全体での開示を目指します。

ITセキュリティ管理強化

(戦略)

ランサムウェアなどによる企業に対するサイバー攻撃の事例が増える中、そうしたリスクに対して事前に対処し、当社が保有する業務システムや情報に対するITセキュリティの強化に取り組んでいます。IT推進部門を中心に、サーバー運用やデータ保管のオフサイト化や外部に接続するデバイスの点検、未知の脅威へ対応可能な次世代型セキュリティツールの導入、バックアップデータによる復元テストなどの対策を順次対応しています。また、システムユーザである社員に対しては、継続的にe-Learningや訓練メールテスト等を実施し、ITセキュリティの重要性に対する啓発、教育を行っています。当社はこれまでサイバー攻撃によるシステム停止等の重大インシデントの発生事例はありません。

(指標及び目標)

ITセキュリティ管理強化についての目標は下記のとおりです。

指標	目標 (2025年度)	実績 (2025年度)
サイバー攻撃等による重大 インシデントの発生件数 (注)	0件	0件

(注) 集計対象会社は連結グループ。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりとなり、当社グループにおいて重要性が高いと判断した順に記載しております。また、各リスクにおいては、主管部署を設定し対策検討を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 在庫保有に関するリスク

当社グループは、お客様の情報に基づき一定数量の商品を保有し、安定的な供給活動を行っておりますが、正味実現可能価額の見積りの結果、得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に買い取られる商品に変動が生じた場合などには、販売出来なくなる在庫を抱える可能性があり、廃棄処分や評価損によって、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(2) 商品の品質に関するリスク

海外企業からの仕入が拡大する中、環境基準・品質規格等に関して、品質管理専任者による品質検査体制を構築しておりますが、商品の品質に重大な契約不適合や不備が発生した場合など商品の不具合による補償等は、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(3) 商品の納期管理に関するリスク

当社グループは、取引先との受注、発注管理を徹底し定められた納期に確実に納入出来るよう納期遅延の防止に努めておりますが、予期せぬトラブルにより、お客様への供給が遅延し損害賠償などが発生した場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(4) 海外業務管理に関するリスク

当社グループは、アジア、北米、欧州などマーケットの拡大が期待される地域へ積極的に事業展開を進めておりますが、各国における市場動向、政情不安、労働問題などその他の要因によって事業活動が正常に行われない場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(5) コーポレート・ガバナンスに関するリスク

当社グループは、各種社内管理規程を設けると同時に、従業員に対しコンプライアンスの周知徹底を図っておりますが、意図的な不正や機密情報の漏洩等により、当社グループの信用が毀損した場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(6) 仕入先との営業取引に関するリスク

当社グループは、国内外の様々な企業から製品を仕入しており、それら仕入先とは、特約店契約・販売店契約などを締結しております。仕入先の販売政策の見直しや事業再編などの理由により特約店契約などに変更が生じ、製品供給が十分に得られなくなった場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(7) 契約管理に関するリスク

当社グループは、国内外の取引先との間で各種契約書の取り交わしを行っておりますが、契約内容の解釈齟齬により補償等を求められた場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(8) 取引先の信用に関するリスク

当社グループは、幅広い産業分野において国内外の企業との取引を行っております。取引先の信用につきましては、個別に評価し与信限度額を設定して、その範囲内で取引を実行することにより、不良債権発生防止に努めております。また、安定供給のため仕入先の信用管理についても個別で評価しておりますが、経営環境の変化等により、取引先の信用が悪化し取引継続が困難となった場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(9) システム管理に関するリスク

当社グループは、基幹系、情報系ともにシステム化を推進しております。また、サービスレベルの向上を目的としたシステムの改修や変更、機器の入れ替え等を継続的に行っております。これらのシステムの改修等にかかる運用・管理には万全を期しておりますが、自然災害等、予期せぬトラブルが発生し、復旧等に時間を要した場合、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(10) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、事業活動を行うにあたり取引先に関する機密情報を保有しております。これらの情報については管理体制の強化および情報セキュリティ対策やバックアップデータの保管などを実施しておりますが、サイバー攻撃による不正アクセスやコンピューターウイルスの感染、人為的過失等により、当該情報の漏洩やシステム障害が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償責任の発生等により、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(11) 資金調達に関するリスク

当社グループの資金調達は、自己資金および借入金等により資金調達を行っておりますが、何らかの理由で必要額の資金調達が行われなかった場合には、支払い決済ができなくなり当社グループの信用が低下し、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(12) 為替管理に関するリスク

当社グループは、アジア地域、北米地域、欧州地域など海外に10社の連結子会社を有しております。外貨建ての連結子会社の売上高、費用、資産等は連結決算日の直物為替相場レートにより円換算するため、換算時の為替レートが大幅に変動した場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは各国において外貨建ての取引を行っており為替変動リスクを有しているため、為替予約等の手法を活用することで為替変動リスクの軽減に努めておりますが、急激な為替変動があった場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(13) 業務継続管理に関するリスク

当社グループは、大規模地震などの自然災害や事故等に備えて、危機管理や防災等の必要事項を定め、リスクの予防、軽減を図っていると同時に、お客様への安定供給のため一定数量の在庫確保に努めておりますが、お客様の生産施設の災害状況や周辺での交通・通信などのインフラ等に甚大な被害が生じた場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(14) 固定資産の減損リスク

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産等を保有しております。予期せぬ事象等により事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローが生み出せない場合、減損の認識が必要となり、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(15) 保有有価証券の価格変動に関するリスク

当社グループは、主に取引先や銀行等との関係構築・維持のため株式を有しておりますが、株式市場の大幅な変動により保有する株式の価額が著しく下落し評価損が発生した場合には、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

(16) 退職給付債務に関するリスク

当社および国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用し、必要資金は内部留保の他に、確定給付企業年金制度を利用し外部拠出を行っております。年金資産の運用利回りの低下は、退職給付費用の増加となり、当社グループの連結業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、CRO(チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。)を社長とし、管理本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、その委員会でリスクの基本方針の確立、洗い出し、評価・選別を行いリスクの最小化を図っております。直面する全てのリスクについて適切に管理することにより、中長期にわたり企業体質の強化を図り、安定した経営基盤づくりを経営上の重要課題としております。そのために、当社グループに影響を及ぼすリスクが認識された場合は、該当担当部署においてそのリスクの影響度を分析し、経営会議および取締役会での報告を通じて、すべての役員に認識の共通化を図るとともに、今後の課題と対応策について検討を行っております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で世界経済においては、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格高騰への懸念に加え、米国の通商政策をめぐる動向などにより、景気の先行きは不透明感が一層高まる状況となっています。

このような経済環境のもと、当社グループは2023年度からの3カ年計画である中期経営計画「Move for Future 2025：MF25」の最終年度を迎え、MF25のテーマである「1．実行力！ミライの価値づくりに、さあ動き出そう～想いや経験を共有し、みんなで未来へ進もう～」、「2．安心・安全な社会、緑豊かな環境を創ろう～エレクトロニクスのチカラでより良い社会を創ろう～」の方針に沿って、自動車、医療、環境・エネルギー、IoT・FA、ソフトウェアなどの各市場分野に対して、お客様視点に立ったソリューション提案を進めてまいりました。

MF25の期間においては、主要取引先であったルネサス エレクトロニクス株式会社との特約店契約の解消を受け、新たな取り組みとして欧州のセンサーメーカーとの協力関係を強化し、最新技術を利用したセンサーを日本、中国、米国、東南アジアなど様々な地域のお客様に提案して新しいビジネスの拡大に取り組んでまいりました。また、橋梁など社会インフラの老朽化や人手不足などの社会課題に対して、IoTを活用し課題解決型の提案や技術サービスなどのシステム提案に取り組んでまいりました。さらに、社会貢献活動の一環として、小学生向けロボットコンテストの開催や中学生を対象とした会社見学の受け入れなど未来に向けた価値創りに向け、多くの行動《MOVE》を実行してまいりました。

当連結会計年度の市場分野ごとの業績については以下の通り推移しました。

自動車分野では、東南アジア圏において欧州半導体メーカーとの取引が増加した一方、国内・中華圏・欧米圏においては、ルネサス エレクトロニクス株式会社製品の取り扱いが終了したことから半導体デバイスの販売が減少し、同分野全体では前期を下回る結果となりました。

FA・工作機械分野では、中華圏でAI向け電子デバイスの販売が増加したことに加え、国内でも半導体製造装置向けや自動車関連設備向け電子デバイスの販売が増加したことなどから、国内外ともに前期を上回る結果となりました。

情報通信分野では、東南アジア圏でデータセンター向けやOA機器向け電子デバイスなどの販売が減少したことに加え、国内においても家庭用電化製品向けで電子デバイスの販売が減少したことなどから、国内外ともに前期を下回る結果となりました。

市場分野別の売上につきましては次のとおりであります。

(単位：千円)

市場分野別	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	構成比(%)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)	構成比(%)	前期比(%)
自動車	41,133,084	72.2	21,651,892	55.0	47.4
FA・ 工作機械	5,992,235	10.5	6,591,677	16.7	10.0
情報通信	5,353,615	9.4	5,271,902	13.4	1.5
医療	875,267	1.5	1,084,173	2.8	23.9
環境	921,966	1.6	1,065,888	2.7	15.6
その他	2,722,599	4.8	3,696,491	9.4	35.8
合計	56,998,768	100.0	39,362,026	100.0	30.9

上記の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は393億6千2百万円（前期比30.9%減）、営業利益8億1百万円（前期比27.1%減）、経常利益9億5千万円（前期比13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億9千6百万円（前期比38.3%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、2025年度より報告セグメントの変更を行っており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）セグメント情報 1 報告セグメントの概要」をご覧ください。

関東・甲信越カンパニー

F A・工作機械分野においては、販路拡大により制御ユニット用電子デバイスの販売や開発受託案件、評価ビジネスは増加しましたが、中国向け需要の低迷が継続しており同分野での販売は減少しました。また、自動車分野においても、電気自動車の販売低迷により電子デバイスや高機能材料の販売が減少したことなどから、売上高は37億5千3百万円（前期比9.1%減）となりました。

中部・関西第1カンパニー

F A・工作機械分野においては、中国向けの設備投資は依然低調であるものの、国内の半導体製造装置向けや自動車関連設備向け電子デバイスの販売は堅調に推移しました。また、医療分野においても、医療機関向けの電子機器の販売が増加したことなどから、売上高は79億9千9百万円（前期比7.2%増）となりました。

中部・関西第2カンパニー

自動車分野においては、省エネルギーを目的とした電子デバイスの販売は増加しましたが、主要取引先であったルネサス エレクトロニクス株式会社との特約店契約解消により同社の製品販売が2025年3月をもって終了となったことなどから、同分野での販売は減少しました。また、中国市場での自動車の販売不振などの影響もあり、売上高は119億9千8百万円（前期比58.4%減）となりました。

オーバーシーズ・ソリューションカンパニー

F A・工作機械分野においては、中華圏でA I向け特需により電子デバイスの販売が増加しました。一方で情報通信分野においては、東南アジア圏でのデータセンター向けお客様の在庫調整により電子デバイスの販売が減少しました。また自動車分野においては、東南アジア圏では車載エアコン向け半導体デバイスの販売が堅調に推移しましたが、ルネサス エレクトロニクス株式会社との特約店契約解消に伴い、中華圏・欧米圏で半導体デバイスの販売が減少したことなどから、売上高は136億1百万円（前期比12.6%減）となりました。

システム・ソリューションカンパニー

航空宇宙分野においては、防衛関連向け新規試験装置の受注が増加しました。また、建築事業分野においても、オフィスビルや工場等の新規設備工事の受注が増加したことなどから、売上高は20億8百万円（前期比98.6%増）となりました。

財政状態につきましては、資産総額は297億4千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億8千8百万円の増加、負債総額は109億8千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億7千2百万円の減少、純資産合計は187億5千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億6千1百万円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ86億9千2百万円増加し、119億4千6百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は100億2千5百万円（前期は7億6千万円の使用）となりました。

主な要因は、仕入債務の減少4億4千5百万円、法人税等の支払額3億2百万円などによる資金の使用がありましたが、税金等調整前当期純利益の計上9億5百万円、売上債権等の減少49億6百万円、棚卸資産の減少43億6百万円などによる資金の獲得があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は1千8百万円(前期は2億7千3百万円の使用)となりました。

主な要因は、投資有価証券の売却による収入3千万円などの資金の獲得がありましたが、有形固定資産の取得による支出4千6百万円、投資有価証券の取得による支出1千8百万円などの資金の使用があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は14億7千6百万円(前期は3千6百万円の獲得)となりました。

主な要因は、短期借入金の返済11億5千万円、配当金の支払額2億4千1百万円などの資金の使用があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

特記事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
関東・甲信越カンパニー	3,675,932	4.0
中部・関西第1カンパニー	7,016,681	9.8
中部・関西第2カンパニー	5,192,761	77.9
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	11,945,047	18.4
システム・ソリューションカンパニー	1,006,577	81.0
合計	28,837,000	41.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当連結会計年度において、中部・関西第2カンパニーの仕入実績が著しく減少している要因は、主要取引先であったルネサス エレクトロニクス株式会社との特約店契約解消により同社の製品仕入が減少したことによるものであります。

3. 当連結会計年度において、システム・ソリューションカンパニーの仕入実績が著しく増加している要因は、オフィスビルや工場等の新規設備工事の受注が増加し、それに伴う仕入が増加したことによるものであります。

c. 受注状況

特記事項はありません。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
関東・甲信越カンパニー	3,753,546	9.1
中部・関西第1カンパニー	7,999,981	7.2
中部・関西第2カンパニー	11,998,161	58.4
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	13,601,557	12.6
システム・ソリューションカンパニー	2,008,779	98.6
合計	39,362,026	30.9

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 当連結会計年度において、中部・関西第2カンパニーの販売実績が著しく減少している要因は、主要取引先であったルネサス エレクトロニクス株式会社との特約店契約解消により同社の製品販売が減少したことによるものであります。

3. 当連結会計年度において、システム・ソリューションカンパニーの販売実績が著しく増加している要因は、オフィスビルや工場等の新規設備工事の受注が増加したことによるものであります。

4. 最近の2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社デンソー	4,993,448	8.8	5,497,427	14.0
株式会社アイシン	21,162,092	37.1	3,564,791	9.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績につきましては、次のとおりであります。

a. 経営成績の分析

(売上高)

自動車分野では、東南アジア圏において欧州半導体メーカーとの取引が増加した一方、国内・中華圏・欧米圏においては、ルネサス エレクトロニクス株式会社製品の取り扱いが終了したことから半導体デバイスの販売が減少し、同分野全体では前期を下回る結果となりました。

F A ・工作機械分野では、中華圏で A I 向け電子デバイスの販売が増加したことに加え、国内でも半導体製造装置向けや自動車関連設備向け電子デバイスの販売が増加したことなどから、国内外ともに前期を上回る結果となりました。

情報通信分野では、東南アジア圏でデータセンター向けや O A 機器向け電子デバイスなどの販売が減少したことに加え、国内においても家庭用電化製品向けで電子デバイスの販売が減少したことなどから、国内外ともに前期を下回る結果となりました。

上記の結果、当連結会計年度における売上高は393億6千2百万円となり、前連結会計年度に比べ176億3千6百万円の減少となりました。

(営業利益)

営業利益は、売上高の減少に伴い売上総利益が前連結会計年度に比べ2億3千9百万円減少し、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ5千8百万円増加したことから、営業利益8億1百万円となり、前連結会計年度に比べ2億9千8百万円の減少となりました。

(経常利益)

経常利益は、営業利益が前連結会計年度に比べ2億9千8百万円減少したものの、営業外収支が為替差益の計上などにより、前連結会計年度に比べ1億5千1百万円増加したことから、経常利益9億5千万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千6百万円の減少となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が前連結会計年度に比べ1億4千6百万円減少したことに加え、固定資産の減損損失の計上が4千5百万円となり、特別損失の計上が前連結会計年度に比べ7百万円増加したこと及び法人税等合計が5億8百万円となり、前連結会計年度に比べ9千1百万円増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益3億9千6百万円となり、前連結会計年度に比べ2億4千5百万円の減少となりました。

b. 財政状態の分析

(資産)

資産合計は297億4千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億8千8百万円の増加となりました。

主な要因は、売上債権等が43億7千6百万円、棚卸資産が39億8千4百万円など減少しましたが、現金及び預金が86億9千2百万円、投資有価証券が6億6千1百万円増加したことなどによるものであります。

(負債)

負債合計は109億8千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億7千2百万円の減少となりました。

主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が30億円、繰延税金負債が3億4千万円など増加しましたが、短期借入金が11億5千万円、長期借入金が30億円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

純資産合計は187億5千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億6千1百万円の増加となりました。

主な要因は、配当金の支払い2億4千万円がありましたが、親会社株主に帰属する当期純利益3億9千6百万円の計上があり、利益剰余金が1億5千5百万円増加したことに加え、その他有価証券評価差額金が4億4千5百万円、為替換算調整勘定が6億4千6百万円増加したことなどによるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、社内基幹システムの導入及び営業活動促進のためのデモ機購入などによるものであります。これらの資金につきましては、自己資金および借入金等により資金調達しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に検証し意思決定を行っております。そのため連結財務諸表の作成に用いた見積り、予測は、見積り特有の不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があり、連結財務諸表の報告数値に影響を及ぼす可能性があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載されているとおりであります。

当社グループの経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきまして、2025年度を最終目標とする中期経営計画「Move for Future 2025: MF25」では、連結売上高700億円、営業利益21億円、親会社株主に帰属する当期純利益13億円を目標数値としておりましたが、2023年12月に公表したルネサスエレクトロニクス株式会社との特約店契約解消を主要因とし、2025年度の目標数値を連結売上高420億円、営業利益6億円、親会社株主に帰属する当期純利益3億3千万円に変更しております。

売上高は、計画比26億3千7百万円減少(6.3%減)となりました。主な要因は、中国市場での自動車販売不振などの影響により、自動車分野向け売上が減少し当初予想を下回る結果となりました。

利益面においては、利益率の高い製品販売が増加したことにより当初計画より収益率が改善したことから、営業利益は計画比2億1百万円増加(33.6%増)、経常利益は計画比3億3千万円増加(53.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は計画比6千6百万円増加(20.1%増)となりました。

指標	2026年3月期(計画)	2026年3月期(実績)	2026年3月期(計画比)
売上高	42,000百万円	39,362百万円	2,637百万円(6.3%減)
営業利益	600百万円	801百万円	201百万円(33.6%増)
経常利益	620百万円	950百万円	330百万円(53.3%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	330百万円	396百万円	66百万円(20.1%増)

5 【重要な契約等】

販売特約店契約等

相手先	主要取扱商品	契約の種類
沖電気工業株式会社	制御機器コントロールモジュール・ユニット、 通信電話交換機及びネットワークシステム、 920MHzマルチホップ無線、プリンタ、EMS	特約店・販売店契約
ラピスセミコンダクタ株式会社	半導体ウェハファンダリ	特約店契約
オムロン株式会社	センサ、スイッチ/レベル機器、リレー、 コントロール機器、セーフティ・コンポーネント、 コネクタ	販売店契約
山洋電気株式会社	各種サーボモータ、ファンモータ、パワーコンディショナ	特約代理店契約
C K D 株式会社	流体制御・空気圧制御システム、駆動機器、電動機器、 省力機器、コントロール機器	販売契約
住友ベークライト株式会社	エポキシ銅張積層板、積層板、封止材料工業用レジン、 成型材料	販売契約
中興化成工業株式会社	フッ素樹脂製品、ファブリックシート、基板ベルト、 多孔質フィルタ、生分解性プラスチック	販売契約
日本板硝子株式会社	光輝材ファイラ、粉体商品	販売契約
株式会社プロテリアル	電子材、電線	販売契約
株式会社フジクラ	各種コネクタ、ハーネス	特約店契約
マグ・イゾベール株式会社	保温材・吸音材用ガラス短繊維 (マイクロウール、住宅用グラスウール断熱材)	販売契約
三菱電機株式会社	半導体・デバイス製品 (パワーモジュール、波光製品)	代理店契約
アズビル株式会社	センサ、マイクロスイッチ、工業用制御機器、 燃焼安全装置、空調用自動制御機器、 中央管理システム、工業計器、発信器、自動調節弁	特約店契約
Elmos Semiconductor SE	半導体製品、半導体センサ	販売代理店契約
ロード・ジャパン・インク	絶縁材、放熱材	販売店契約
長野計器株式会社	自動車搭載用圧力センサ	代理店販売契約
リベロアルタ合同会社	無線システム(センサ子機、親機)	販売代理店契約
Vishay Intertechnology, Inc	半導体製品	販売店契約
株式会社オリジン	精密機構部品	代理店契約
ポッシュ株式会社	半導体製品	販売店契約
Shenzhen Kinwong Electronic Co.,Ltd.	基板	販売契約

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、70百万円となりました。

その内容の主なものは、営業活動促進のためのデモ機購入費用などの支出であります。また、所要資金は、自己資金および借入金等によっております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他 (注)	合計	
本社 (名古屋市 中区)	中部・関西 第1/第2 カンパニー	管理施設 事務所 倉庫	295,499	1,991	1,447,184 (1,007.90)		60,321	1,804,997	148
東京支店 (東京都 世田谷区)	関東・甲信越 カンパニー	管理施設 事務所	89,708	871	398,083 (829.34)		52	488,716	21
大阪支店 (大阪府 吹田市)	中部・関西 第2カンパニー	事務所			()		0	0	5
刈谷支店 (愛知県 刈谷市)	中部・関西 第1カンパニー	事務所	0		()		146	146	6
松本支店 (長野県 松本市)	関東・甲信越 カンパニー	事務所	0		()		971	971	7
三島支店 (静岡県駿 東郡長泉 町)	関東・甲信越 カンパニー	事務所	0		()		81	81	6
熊谷支店 (埼玉県 熊谷市)	関東・甲信越 カンパニー	事務所			()		28,815	28,815	4
賃貸等 不動産	その他	賃貸マン ション 賃貸倉庫	133,064		221,605 (1,123.49)		0	354,669	0

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他 (注)		合計
東海テクノ センター(株)	本社 (名古屋市 中区)	システム・ ソリューションカン パニー	事務所			()		7,153	7,153	34

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他 (注)		合計
東海精工(香 港)有限公司	本社 (香港・ 九龍)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()	1,030	1,488	2,518	3
TOKAI ELECTRONICS (S)PTE.LTD.	本社 (シンガ ポール)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()				3
台湾東海精工 股份有限公司	本社 (台湾・ 台北)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所 倉庫			()				5
TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.	本社 (米国・ イリノイ)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所 倉庫			()				6
TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.	本社 (フィリ ピン・ ラグナ)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所 倉庫	18,912		()	14,422	2,605	35,939	22
PT.TOKAI ELECTRONICS INDONESIA	本社 (インド ネシア・ ベカシ)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()				8
東精国際貿易 (上海)有限 公司	本社 (中国・ 上海)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()		2,622	2,622	50
TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD.	本社 (タイ・ バンコク)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所	0		()		2,432	2,432	12
TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.	本社 (インド ハリヤナ)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()		530	530	5
TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH	本社 (ドイツ デュッセル ドルフ)	オーバ ーシーズ・ソ リューションカン パニー	事務所			()				5

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
特記事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,242,800
計	6,242,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,360,263	2,360,263	名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数100株
計	2,360,263	2,360,263	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2010年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 執行役員 3
新株予約権の数(個)	2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400
新株予約権の行使期間	自 2010年7月21日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、取締役については当社の取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 執行役員 4
新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800
新株予約権の行使期間	自 2011年7月21日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2012年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 執行役員 4
新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800
新株予約権の行使期間	自 2012年7月21日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2013年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 執行役員 6
新株予約権の数(個)	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600
新株予約権の行使期間	自 2013年7月23日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 11 執行役員 4
新株予約権の数(個)	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600
新株予約権の行使期間	自 2014年7月22日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 11 執行役員 6
新株予約権の数(個)	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800
新株予約権の行使期間	自 2015年7月22日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 11 執行役員 6
新株予約権の数(個)	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役については当社取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上席執行役員 5 執行役員 5
新株予約権の数(個)	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000
新株予約権の行使期間	自 2017年7月25日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上席執行役員については当社取締役及び上席執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上席執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上席執行役員 5 執行役員 8
新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000
新株予約権の行使期間	自 2018年7月24日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上席執行役員については当社取締役及び上席執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上席執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2020年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上席執行役員 5 執行役員 6
新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000
新株予約権の行使期間	自 2020年3月24日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上席執行役員については当社取締役及び上席執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上席執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2021年2月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上席執行役員 7 執行役員 5
新株予約権の数(個)	26
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,200
新株予約権の行使期間	自 2021年3月24日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上席執行役員については当社取締役及び上席執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上席執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上級執行役員 7 執行役員 4
新株予約権の数(個)	35
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000
新株予約権の行使期間	自 2021年7月28日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上級執行役員については当社取締役及び上級執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上級執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上級執行役員 8 執行役員 6
新株予約権の数(個)	43
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,600
新株予約権の行使期間	自 2022年7月27日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上級執行役員については当社取締役及び上級執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上級執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2023年6月28日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6 上級執行役員 8 執行役員 4
新株予約権の数（個）	43
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	8,600
新株予約権の行使期間	自 2023年7月27日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上級執行役員については当社取締役及び上級執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上級執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2024年6月26日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 上級執行役員 9 執行役員 4
新株予約権の数(個)	33
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,600
新株予約権の行使期間	自 2024年7月30日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上級執行役員については当社取締役及び上級執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上級執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

決議年月日	2025年6月26日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6 上級執行役員 7 執行役員 6
新株予約権の数（個）	37
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 7,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,400
新株予約権の行使期間	自 2025年7月29日 至 2053年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)1
新株予約権の行使の条件	上記期間内において、取締役及び上級執行役員については当社取締役及び上級執行役員の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者は、2052年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2052年7月11日から2053年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、対象上級執行役員又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年10月1日	9,441,053	2,360,263		3,075,396		2,511,009

(注) 2016年10月1日付けで当社普通株式を5株を1株に併合しております。これにより発行済株式総数は9,441,053株減少し、2,360,263株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	7	7	38	4	3	1,616	1,675	-
所有株式数 (単元)	0	1,936	21	5,634	693	5	15,252	23,541	6,163
所有株式数 の割合(%)	0	8.22	0.09	23.93	2.95	0.02	64.79	100.00	-

(注) 1 自己株式245,123株は、「個人その他」に2,451単元及び「単元未満株式の状況」に23株含まれております。
2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
OKURA株式会社	名古屋市千種区今池南17番4号	318	15.03
牧 三枝	東京都世田谷区	196	9.30
江口由江	横浜市青葉区	145	6.86
HARUKAZ株式会社	名古屋市瑞穂区彌富町字清水ヶ岡45	110	5.20
東海エレクトロニクス従業員持株 会	名古屋市中区栄3丁目34番14号	65	3.09
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF THE UBIQU ITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MA STER FUND (常任代理人 立花証券株式会社)	ONE NEXUS WAY CAMANABA Y GRAND CAYMAN, KY1 - 9005 CAYMAN ISLANDS (中央区日本橋茅場町1丁目13番14号)	61	2.91
大倉一枝	名古屋市瑞穂区	54	2.58
株式会社三菱UFJ銀行	千代田区丸の内1丁目4番5号	52	2.49
山本知宏	横浜市青葉区	42	2.00
株式会社あいち銀行	名古屋市中区栄3丁目14番12号	41	1.93
計	-	1,088	51.44

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 245,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,109,000	21,090	-
単元未満株式	普通株式 6,163	-	-
発行済株式総数	2,360,263	-	-
総株主の議決権	-	21,090	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海エレクトロニクス株式会社	名古屋市中区栄 三丁目34番14号	245,100		245,100	10.39
計	-	245,100		245,100	10.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	55	153,555
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストック・オプション行使による交付)	3,400	7,079,140	-	-
保有自己株式数	245,123	-	245,123	-

(注)当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、企業体質の一層の充実・強化を図るとともに、株主の皆様への適切な利益還元として、業績に裏づけされた安定的且つ継続的な配当を株主の皆様へ行うことを経営の重要課題と考えております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、健全な財務体質の維持ならびに当社グループの企業体質強化に活用して事業の拡大に取り組んでまいります。

当事業年度の剰余金の配当は、上記の方針に基づき中間配当は1株につき57円を実施し、期末配当は1株につき57円を2026年6月25日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。

また、3月末現在の1単元以上の株主様を対象に、株主優待制度を昨年同様に継続する予定であります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2025年10月30日 取締役会決議	120,562	57
2026年6月25日 定時株主総会決議(予定)	120,562	57

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」を経営理念としており、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定とより透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

当社は、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、内部統制システムに関する基本方針を定めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、提出日2026年6月24日現在、大倉慎が議長を務めており、その他のメンバーは取締役 井田光治、取締役 鈴木章浩、取締役 牧島賢治、取締役 松本久就、取締役 谷徹雄、社外取締役 岡根幸宏、社外取締役 山田知恵の取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月定期的に取り締会を開催し経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するほか、業務の執行状況を監督する機関と位置付けております。

なお、当社は2002年4月に執行役員制度を導入しておりますが、2017年4月から企業ガバナンスの強化の観点より、「業務執行」と「取締役会による業務執行の監督」に体制を整備するため、執行役員の位置付けの明確化と業務執行の強化を目的とした体制としております。

さらに、経営会議では、事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図るとともにコンプライアンスの徹底を図り、当社の全般的な重要事項について審議する役割を担っております。

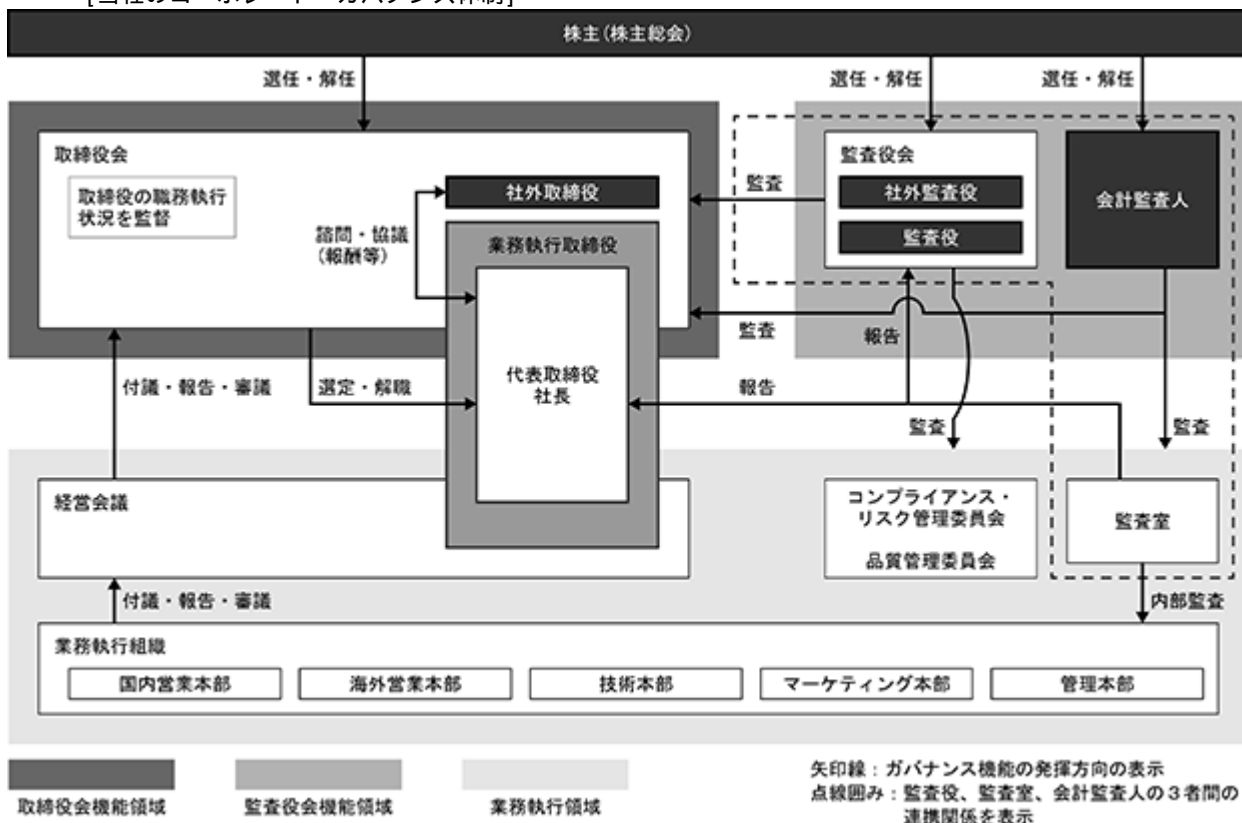
監査役会は、監査役 笹山幸二、監査役 森田誠、社外監査役 調尚孝、社外監査役 立松哲二の常勤監査役1名及び非常勤監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき、経営全般に関する事項や各取締役の職務執行状況を監視するとともに適切な提言、助言を行っております。

当該体制を採用する理由として、会社の実態や内容を十分に熟知した取締役による的確且つ迅速な意思決定と取締役会の活性化、コンプライアンス体制の確立等の経営改革を行っております。

また、監査役は、取締役会に出席するとともに、その他の経営に係わる重要な会議への出席、部署往査、書類の閲覧、取締役との協議等により経営方針、職務執行状況を客観的な視点で十分に監視できる機能、ガバナンス体制を整えております。

各監査役は監査役会が定めた方針・計画に基づき、業務執行の適法性を監視しており、経営の監視機能が十分に働く体制となっております。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制】



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、監査役の監査とは別に、社長直轄の内部監査部門である監査室が、業務の適正な運営状況のチェックなどを含め内部監査を行っており、監査結果に基づき、改善事項の指摘・指導を行うとともに、改善の状況を確認し、その監査結果を管理本部長に直接報告しております。また、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置しております。

当社のリスク管理体制は、管理本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を組織しており、その委員会でリスク管理の基本方針の確立、洗い出し、評価・選別を行って、リスクの最小化を図っております。直面する全てのリスクについて適切に管理することにより、中長期にわたり企業体質の強化を図り、安定した経営基盤づくりを経営上の重要課題としております。そのために、当社に影響を及ぼすリスクが認識された場合は、該当担当部署においてそのリスクの影響度を分析し、経営会議および取締役会での報告を通じて、すべての役員に認識の共通化を図るとともに、今後の課題と対応策について検討を行っております。また、経営会議および取締役会ではリスクの経過並びに結果についての報告が行われております。

また、当社の子会社の業務の適正の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定しており、法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定めグループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理しております。

監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じております。また、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行うとともに、定期的な業務執行状況・財務状況等の報告を受ける体制としております。

取締役会の活動状況

当事業年度においては、取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大倉 慎	16回	16回
井田 光治	16回	16回
鈴木 章浩	16回	16回
牧島 賢治	16回	16回
松本 久就	16回	16回
谷 徹雄	16回	16回
岡根 幸宏	16回	16回
山田 智恵	12回	12回

(注) 取締役 山田智恵氏は、2025年6月25日開催の第70期定時株主総会の終結の時より就任しております。

取締役会における具体的な検討事項は、予算・年間事業計画の策定及び進捗状況、中期経営計画の策定、社内規程の制定、組織改編及び人事異動、コーポレート・ガバナンスの強化、サステナビリティへの取り組み、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、重要な使用人、退任した役員、役員の前相続人等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- 当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。
- 当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a . 2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性1名 （役員のうち女性の比率8.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	大倉 慎	1972年9月12日生	1998年4月 沖電気工業㈱入社 2006年4月 当社入社 2009年2月 当社営業本部マーケティンググループグループリーダー 2010年1月 当社執行役員総合企画本部長 2010年6月 当社常務取締役総合企画本部長に就任 2011年4月 当社常務取締役営業推進担当に就任 2011年6月 当社代表取締役副社長に就任 2013年4月 当社代表取締役社長に就任(現任)	(注)3	111
取締役専務執行役員 国内営業本部 本部長	井田 光治	1963年7月20日生	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー安城支店長 2011年6月 当社取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長兼名古屋支店長に就任 2013年4月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長(品質副担当)に就任 2017年6月 当社上席執行役員国内営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長(品質副担当) 2019年4月 当社常務執行役員国内営業本部本部長(品質・環境担当) 2019年6月 当社取締役常務執行役員国内営業本部本部長(品質・環境担当)に就任 2023年4月 当社取締役専務執行役員国内営業本部本部長(品質・環境担当)に就任 2025年8月 当社取締役専務執行役員国内営業本部本部長に就任(現任)	(注)3	55
取締役専務執行役員 海外営業本部 本部長兼 オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長兼国内営業本部 副本部長	鈴木 章浩	1969年7月3日生	1992年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー名古屋支店Sデバイス第1部部長 2013年6月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長に就任 2014年4月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長兼マーケティング本部副本部長に就任 2015年4月 当社常務取締役マーケティング本部本部長兼国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長に就任 2017年4月 当社常務取締役マーケティング本部本部長に就任 2017年6月 当社取締役常務執行役員マーケティング本部本部長に就任 2021年4年 当社取締役常務執行役員海外営業本部本部長兼オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長兼国内営業本部副本部長に就任 2026年4月 当社取締役専務執行役員海外営業本部本部長兼オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長兼国内営業本部副本部長に就任(現任)	(注)3	36

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役常務執行役員 技術本部 本部長	松本 久就	1966年7月28日生	1987年4月 ㈱日立製作所 入社 2003年4月 ㈱ルネサステクノロジ(現：ルネサスエレクトロニクス㈱) 転籍 2015年4月 同社グローバル・セールス・マーケティング本部営業技術統括部第一営業技術部長 2020年4月 当社入社 技術本部半導体応用技術第1部担当部長 2020年10月 当社技術本部半導体応用技術第1部部長 2021年1月 当社執行役員 技術本部半導体応用技術第1部部長 2021年4月 当社上席執行役員 技術本部本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 技術本部本部長に就任 2025年8月 当社取締役上席執行役員 技術本部本部長(環境担当)に就任 2026年4月 当社取締役常務執行役員 技術本部本部長(環境担当)に就任(現任) 2026年7月 当社取締役常務執行役員 技術本部本部長(環境・品質担当)(2026年7月1日就任予定)	(注)3	23
取締役常務執行役員 管理本部 本部長	谷 徹雄	1968年7月7日生	1991年4月 ㈱東京銀行(現：㈱三菱UFJ銀行) 入行 2016年9月 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司(現：MUFJバンク(中国)有限公司)広州支店長 2018年6月 同社 北京支店長 2021年5月 当社出向 管理本部付 担当部長 2022年4月 当社転籍 当社執行役員 管理本部総務部部長 2023年4月 当社上席執行役員 管理本部本部長(情報・I R・C S R・危機管理担当) 2023年6月 当社取締役上席執行役員 管理本部本部長(情報・I R・C S R・危機管理担当)に就任 2024年9月 当社取締役上席執行役員 管理本部本部長兼総務部部長(情報・I R・C S R・危機管理担当)に就任 2025年8月 当社取締役上席執行役員 管理本部本部長兼IT推進部部長(情報・D X担当)に就任 2026年4月 当社取締役常務執行役員 管理本部本部長兼IT推進部部長(情報・D X担当)に就任(現任) 2026年7月 当社取締役常務執行役員 管理本部本部長(情報・D X担当)(2026年7月1日就任予定)	(注)3	10
取締役上席執行役員 マーケティング本部 本部長	牧島 賢治	1965年3月17日生	1988年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 東海精工(香港)有限公司 代表取締役社長 2006年4月 当社執行役員 営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー八王子支店長 2011年4月 当社執行役員 営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長兼東京支店長(品質副担当) 2011年6月 当社取締役 営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長兼東京支店長(品質副担当)に就任 2013年4月 当社取締役 国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長兼名古屋支店長に就任 2015年4月 当社取締役 国内営業本部システム・ソリューションカンパニー長に就任 2017年6月 当社上席執行役員 国内営業本部システム・ソリューションカンパニー長 2021年4月 当社上席執行役員 マーケティング本部本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 マーケティング本部本部長に就任(現任)	(注)3	44

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	岡根 幸宏	1955年7月14日生	1981年4月 2001年1月 2013年4月 2016年4月 2019年6月	トヨタ自動車工業(株)(現:トヨタ自動車(株))入社 同社第1開発センター チーフエンジニア 同社地域統括部長(新興国) 同社MS製品企画部部长 当社社外取締役に就任(現任)	(注)3	15
取締役	山田 智恵	1976年11月1日生	1999年4月 2001年11月 2002年3月 2002年4月 2003年3月 2005年4月 2009年4月 2012年4月 2017年4月 2024年7月 2025年6月	キッコーマン(株)入社 特定非営利活動法人 学習学協会 研究員(現任) フリーランス講師として独立 横浜商科大学非常勤講師 特定非営利活動法人 国際ファシリテーション協会 理事(現任) (株)I W N C 明星大学講師 長岡芸術大学非常勤講師 京都造形大学非常勤講師 (株)スパークルスリー代表取締役に就任(現任) 当社社外取締役に就任(現任)	(注)3	-
監査役	笹山 幸二	1961年1月2日生	1983年4月 2002年4月 2006年4月 2014年4月 2016年12月 2023年4月 2023年6月	当社入社 営業本部 中部関西ブロック中部支店Mデバイスグループ グループリーダー 営業本部 デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー 名古屋支店E デバイスグループグループリーダー 海外営業本部 オーバーシーズ・ソリューションカンパニー 東海精工(香港)有限公司 代表取締役社長 監査室 室長 顧問 当社常勤監査役に就任(現任)	(注)5	13
監査役	森田 誠	1958年6月26日生	1982年4月 2010年5月 2011年11月 2012年11月 2013年4月 2013年6月 2015年4月 2017年6月 2019年4月 2023年4月 2023年6月	(株)東海銀行(現:(株)三菱UFJ銀行)入行 同行名古屋駅前支社長 同行名古屋支社長 当社出向 管理本部付 担当部長 当社転籍 当社執行役員管理本部副本部長 当社取締役管理本部本部長に就任 当社常務取締役管理本部本部長に就任 当社取締役常務執行役員管理本部本部長に就任 当社取締役専務執行役員管理本部本部長に就任 当社取締役に就任 当社監査役に就任(現任)	(注)5	90

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
監査役	調 尚孝	1954年11月 8 日生	1979年10月	日本電装(株) (現: (株)デンソー) 入社	(注) 5	-
			1997年 1 月	同社開発部 開発次長		
			2001年 1 月	(株)日本自動車部品総合研究所 (現: (株)S O K E N) 出向		
			2002年 1 月	同社研究部長		
			2006年 6 月	同社取締役 (経営及びエンジン分野 担当) に就任		
			2010年 6 月	同社常務取締役 (経営及びエンジン 分野担当) に就任		
			2012年 6 月	同社常勤監査役		
			2017年 6 月	同社顧問		
			2020年 7 月	P Dエアロスペース(株) 技術顧問		
			2022年 7 月	(株)アネブル 技術顧問		
			2023年 6 月	当社監査役に就任(現任)		
監査役	立松 哲二	1957年 8 月14日生	1980年 4 月	トヨタ自動車工業(株) (現: トヨタ自動車(株)) 入社	(注) 5	-
			1997年 1 月	同社内装設計部、先行開発部 室長		
			2005年 1 月	Toyota Technical Center Asia Pacific Australia Pty.Ltd. 社長 に就任		
			2008年 1 月	トヨタ自動車(株) ボデー先行開発部 長		
			2009年 1 月	同社内装設計部長		
			2012年 6 月	トヨタ車体(株) 常務執行役員		
			2016年 6 月	(株)トヨタ車体研究所 取締役社長に 就任		
			2022年 1 月	同社顧問		
			2023年 6 月	当社監査役に就任(現任)		
計						397

- (注) 1 取締役岡根幸宏、山田智恵は、社外取締役であります。
 2 監査役調尚孝、立松哲二は、社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、2025年 6 月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間であります。
 4 当社は、会社法第329条第 3 項に定める補欠社外取締役 1 名を選任しております。
 補欠社外取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (百株)
宮川 明子	1955年10月18日生	1978年 4 月	チェース・マンハッタン銀行 (現: J P モルガン・チェース銀行) 東京支店 入行	-
		1987年11月	丸の内会計事務所 (現: 有限責任監査 法人トーマツ) 入社	
		2000年 1 月	デロイトUSロサンジェルス事務所参加	
		2005年 6 月	有限責任監査法人トーマツパートナ ー	
		2008年 7 月	デロイト台湾台北事務所参加	
		2015年10月	有限責任監査法人トーマツ東京事務所 参加	
		2018年 8 月	宮川明子公認会計士事務所代表(現任)	
		2019年 6 月	野村不動産ホールディングス(株)社外 取締役(監査等委員)に就任	
		2024年 6 月	(株)ジェイテクト監査役に就任(現任)	
		2025年 3 月	アサヒグループホールディングス(株)社 外取締役に就任(現任)	
2026年 1 月	野村不動産ホールディングス(株)社外 取締役(監査等委員)に就任(現任)			

- 5 監査役の任期は、2023年 6 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
 6 当社は、会社法第329条第 3 項に定める補欠社外監査役 1 名を選任しております。
 補欠社外監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (百株)
高橋 俊光	1976年 6 月 6 日生	2002年10月	弁護士登録 (愛知県弁護士会所属) 不 二法律事務所 入所	-
		2008年 1 月	不二法律事務所パートナー (現任)	
		2016年10月	名古屋簡易裁判所 非常勤裁判官	

- 7 当社では、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能を明確にし経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、上記取締役兼任執行役員 5 名のほか、常務執行役員 3 名: 小林敦司、山内康司、阿久津孝行、上席執行役員 4 名: 西出英司、山田亮三、佐藤竜一、楢木省蔵、執行役員 7 名: 嶋口恵一、臼井真一、坪井誠治、三品達也、小松博、関俊祐、土屋和史で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役 岡根幸宏氏は、開発や企画に関する豊富な経験による高い見識を有しており、当社取締役会においても社外取締役という立場から客観的かつ独立性をもって積極的に発言を行っており、当社グループにおける経営全般の管理監督機能を担い、コーポレート・ガバナンスの強化に充分に貢献いただけるものと期待されるため、社外取締役に選任しております。なお、同氏は2026年3月末日において、当社の株式1,500株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は過去においてトヨタ自動車株式会社に勤められたことがありますが、当社グループと当該会社及びその関係会社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと判断しております。

社外取締役 山田智恵氏は、講師として活動した豊富な経験により人材開発等の分野に関する高い見識を有しており、当社取締役会において社外取締役という立場から客観的かつ独立性をもって、当社グループにおける経営全般の管理監督機能を担い、コーポレート・ガバナンスの強化に充分に貢献いただけると期待されるため、社外取締役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役 調尚孝氏は、経歴を通じて、監査役として経営全般の監視を行ってきた経験があり、財務及び会計や研究開発における幅広い知見を有しており、当社グループのコンプライアンスの徹底と良質な企業統治体制の向上に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は過去において株式会社デンソーに勤務しておりましたが、当社グループとは直接取引関係のない部署に所属しており、その後移動した同社の子会社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しており、独立性を有するものと判断しております。

社外監査役 立松哲二氏は、経歴を通じた企業経営経験に加え、コーポレート・事業部門双方における幅広い知見を有しており、当社グループのコンプライアンスの徹底と良質な企業統治体制の向上に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は過去においてトヨタ車体株式会社の常務執行役員を務められたことがありますが、当社グループと当該会社及びその関係会社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しており、独立性を有するものと判断しております。

当社において、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係がないことを基本的な考え方として選任しております。

監査役は、良質な企業統治体制の確立と運用を監視視点として、経営全般に関する事項や各取締役の職務執行状況を監視するとともに適切な提言・助言を行っております。

また、監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人を任命することにより、監査役の職務を補助しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査は、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるよう努めております。

また、監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、三様会議にて相互の監査計画概要の説明、内容についての報告、意見交換を行い、リスク認識を共有し監査内容の充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は4名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。また、常勤監査役を1名置いております。

監査役監査では、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、各監査役が監査を行っております。

各監査役は取締役会に出席することにより、議事運営及び決議内容等を監査し、適宜意見表明を行っております。また、会計監査人の監査計画について、あらかじめ報告を受け、監査及び期中レビュー結果に関する聴取を適宜行うとともに、決算終了後の監査報告を受ける等の情報交換により、連携を確保しております。

当事業年度においては、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
笹山 幸二	14回	14回
森田 誠	14回	14回
調 尚孝	14回	14回
立松 哲二	14回	14回

監査役会における具体的な検討事項としては、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況、事業等リスク管理状況、内部統制の整備・運用状況、予算管理状況並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の判断等であります。

また、常勤監査役の活動としては、年度の監査計画の策定及び当該監査計画に基づく被監査部門に対する往査、重要会議への出席や関連文書等の閲覧のほか、内部監査部門との監査状況についての定期的な情報交換、定例の監査役会におけるその他の監査役との監査結果の共有等であります。

内部監査の状況

当社における内部監査は、監査室(3名)が「内部監査規程」に基づき、社内における一切の業務活動の不正、誤謬、非効率の発生を防止するとともに、経営活動に関しての助言、勧告を行って会社財産の保全と業務の有効性・効率性向上に資することを目的として行い、必要に応じ関係会社についても実施しております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会が財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

なお、監査室の監査結果については、代表取締役社長及び監査役会へ報告を行い、さらにコンプライアンス・リスク管理委員会及び取締役会へ報告し、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

40年間

c. 業務を遂行した公認会計士

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、後藤泰彦氏及び細井怜氏であります。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の選定及び評価に際しては、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することができる規模と世界的なネットワークを持つこと、品質管理に問題がないこと、独立性を有すること、必要な専門性を有すること、監査報酬の内容・水準が適切であること、経営者や監査役等と有効なコミュニケーションを行うことなどを勘案し、総合的に判断いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会は、監査役会の決議により株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、監査役会は、総合的に、会計監査人の職務遂行に問題はないと評価し、再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,000	-	32,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu)に対する報酬(a.を除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	20,725	1,921	13,077	1,913
計	20,725	1,921	13,077	1,913

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告に関するアドバイザリー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項ありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針は、前事業年度の監査時間、監査報酬から監査品質を保つために必要な監査予定時間を見積り、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会社法第399条第1項に基づく会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを独立社外取締役による報告に基づき確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

・当社における取締役の個人別の報酬等は以下の考え方にに基づき決定する。

(イ) 取締役による経営理念及び経営方針の実現への動機付けとする。

(ロ) それぞれの取締役が担う職責・成果等を反映する報酬等とする。

(ハ) 当社の経営環境や短期的、中長期的な業績を反映し、また、企業価値向上や株主視点での経営取組に繋がる報酬等の内容とする。

b. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針

・取締役の個人別の固定報酬及び金銭報酬は、各取締役の職責、成果等を総合考慮して決定する。なお、固定報酬との関係では職責の点を、金銭報酬との関係では成果の点を重視する。

c. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の算定方法の決定に関する方針

・社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的な業績を報酬に反映させ、株主視点での経営を促進すること等を目的として、職位に応じた株式報酬型ストックオプションを付与する。

d. 金銭報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

・取締役(社外取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬としての月額報酬、業績連動報酬として金銭報酬となる短期インセンティブの賞与及び非金銭報酬等となる中長期インセンティブの株式報酬型ストックオプションとで構成し、これらの支給割合は、職位・職責、成果等を総合考慮して設定する。

・社外取締役の報酬等は、その職責に鑑み、固定報酬と金銭報酬のみによって構成し、株式報酬型ストックオプションを含まない。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

・固定報酬は、社員の給与支給日と同日(毎月25日、銀行休業日の場合はその前日)に、金銭報酬は毎年6月に開催する定時株主総会の終了後に支給し、非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションは、取締役会の決議において支給時期を決定する。

f. 報酬等の決定の委任等に関する方針

- 取締役の個人別の報酬等のうち固定報酬及び金銭報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 大倉慎がその決定についての委任を受けるものとし、代表取締役社長は、この委任に基づき、株主総会の決議により定められた報酬等の範囲内において、各取締役の職責、成果等を総合考慮して報酬等の内容を決定する。当該決定に関する権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、独立社外取締役から、報酬等の水準の妥当性等についての助言を取得し、当該助言を踏まえて決定を行うものとする。また、取締役会が代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役がその妥当性等について確認しております。
- 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の株式報酬型ストックオプションについては、株主総会の決議により定められた付与限度の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）の職位に応じ、取締役会で付与の決定を行う。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	246,020	143,445	94,776	7,799	6
監査役 (社外監査役を除く)	26,962	16,226	10,736	-	2
社外役員	24,405	14,151	10,254	-	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の固定報酬及び金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第62期定時株主総会において年額360,000千円以内（うち、社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2017年6月28日開催の第62期定時株主総会において、非金銭報酬等の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の額として年額32,000千円以内、株式数の上限を年8,000株以内（社外取締役は除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名です。
3. 監査役の固定報酬及び金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第53期定時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資株式、純投資株式以外で取引関係の維持強化のため直接保有することを目的とする投資株式を政策保有株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、中長期的な視点において、取引先企業や金融機関等との総合的な取引関係の維持・強化、拡大という政策的な目的で株式を保有しております。

毎年、取締役会において、保有メリット、リスク、資本コストに対する投資効果などの経済合理性、将来の見通し等についての評価を行い、継続保有等の判断を行っております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証については、継続的に保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有の合理性・必要性を検討し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行っております。

当社の保有基準を満たさないと判断した政策保有株式については、原則として、発行会社の十分な理解を得た上で、その縮減に向けて対応しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	5,200
非上場株式以外の株式	25	2,523,255

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	11	18,497	取引先持株会からの購入による。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	30,169

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
山洋電気(株)	178,124	58,810	特約代理店契約を締結しており、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しております。主にF A・工作機械分野における販売および購買取引を行っており、かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得および株式分割(1株を3株に分割)により、株式数が増加しております。	有
	776,620	549,285		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	160,300	160,300	金融機関からの円滑な資金調達および各種金融サービスの提供ならびに金融情勢等の情報収集の為、株式を保有しております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	有
	416,780	322,363		
(株)ダイフク	67,339	66,270	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主にF A・工作機械分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	365,112	241,355		
キムラユニティ(株)	176,000	176,000	取引先との関係強化のため保有しており、主に車両のリース取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	有
	159,456	141,504		
ホシザキ(株)	20,000	20,000	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に生活分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	101,040	115,440		
アイホン(株)	31,473	31,263	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に医療分野における販売および購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	有
	85,165	81,283		
帝国通信工業(株)	28,006	27,388	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に情報通信分野における販売および購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	有
	75,252	65,292		
セイコーエプソン(株)	20,000	20,000	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に情報通信分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	38,360	47,730		
(株)FUJI	22,132	22,132	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主にF A・工作機械分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	103,157	46,311		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
萩原電気ホールディングス(株) (注) 2	6,250	6,250	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に自動車分野における販売および購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	23,031	20,593		
野村ホールディングス(株)	20,000	20,000	金融機関からの各種金融サービスの提供ならびに金融情勢等の情報収集の為、株式を保有しております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	24,080	18,164		
(株)パツファロー(注) 3	15,752	7,552	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に情報通信分野における販売および購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	有
	37,442	16,689		
(株)レゾナック・ホールディングス	5,730	5,567	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に自動車分野における購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	56,165	16,511		
ニチコン(株)	12,650	12,650	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に自動車分野における販売および購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	21,694	15,483		
三菱電機(株)	5,000	5,000	代理店契約を締結しており、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しております。主にF A・工作機械分野における販売および購買取引を行っており、かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	24,940	13,600		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,880	2,880	金融機関からの円滑な資金調達および各種金融サービスの提供ならびに金融情勢等の情報収集の為、株式を保有しております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	有
	14,417	10,929		
オークマ(株)	3,192	3,094	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主にF A・工作機械分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	11,203	10,550		
エムケー精工(株)	21,300	21,300	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に生活分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	有
	17,785	10,117		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)御園座	4,000	4,000	株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を下回っておりますが、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に生活分野における販売取引を行っております。また、福利厚生面および地域経済への貢献の為、株式を保有しております。	無
	6,232	6,820		
沖電気工業(株)	7,061	6,756	特約店・販売店契約を締結しており、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しております。主にF A・工作機械分野における購買取引を行っており、かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	有
	18,167	6,647		
レシップホールディングス(株)	10,938	10,517	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に自動車分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	5,042	4,932		
日本板硝子(株)	11,990	11,505	株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を下回っておりますが、販売契約を締結しており、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しております。主に生活分野における販売および購買取引を行っており、また、取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	5,731	4,544		
日清紡ホールディングス(株)	3,712	3,712	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主に自動車分野における販売取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	無
	5,343	3,377		
東洋電機(株)	1,500	1,500	取引先との関係強化による収益拡大のため保有しており、主にF A・工作機械分野における購買取引を行っております。かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。	有
	1,144	1,147		
C K D (株)	30,419	-	販売契約を締結しており、取引先との関係強化による収益拡大のため保有しております。主にF A・工作機械分野における販売および購買取引を行っており、かつ、株式保有に伴う便益が当社の資本コストの水準を上回っております。東海オートマチックス(株)を吸収合併したことおよび取引先持株会を通じた株式の取得により、株式数が増加しております。	無
	129,889	-		

(注) 1 特定保有株式における定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証し保有方針を決定しております。

2 萩原電気ホールディングス(株)は2026年4月1日付けで佐鳥電機(株)と経営統合し、M I R A I N Iホールディングス(株)を設立しております。

3 (株)メルコホールディングスは2025年4月1日付けで(株)パッファローに社名変更しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの経営理念は「地球環境を守り、人に愛され、信頼される企業で有り続ける」としており、2026年4月からの新たな中期経営計画(Always Together2028：AT28)においては、いつでも、どこでもそばにいる、頼りになる存在でありたい、その価値を磨いていこうということを目標に、

1. エレクトロニクスのパートナーとして、いつでも、どこでも一緒に
～想いや経験を共有し、社会や人の生活に役立とう～
2. 安心・安全な社会、緑豊かな環境を創ろう
～エレクトロニクスのチカラでより良い未来を創ろう～

をテーマとして掲げています。

本中期経営計画(Always Together2028：AT28)の達成及び持続的な企業価値向上に向けては、人的資本こそが社会において様々なサービスを提供する源であり、重要な経営基盤と位置付けております。また多様な価値が求められる事業環境においては、人的資本の多様性の確保及び維持が必要不可欠であり、そのために採用活動や社員教育などに積極的に取り組んでおります。従業員に対する報酬については、個々の職務内容、役職に応じた適切な報酬水準を設定し、業績や行動に対して的確な評価を実施しております。

毎期、評価結果について、各従業員へフィードバックを行うことで、多様な人材が働きがいや成長の実感を持つことにより、人材が定着しその能力を存分に発揮したいと考えられるよう取り組んでおります。また、給与水準については経済状況や労働市場の変化に対応するため、市場動向なども見据え定期的に見直しを行っております。

特に近年は定期昇給のほかにベースアップを2022年度以降毎年行っており、2025年度の平均年間給与は、2022年度と比較して110.1%となっています。今後も経済環境を踏まえ、かつ多様な人材を確保することを目的とした見直しをより一層進めていきます。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
関東・甲信越カンパニー	34
中部・関西第1カンパニー	38
中部・関西第2カンパニー	33
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	119
システム・ソリューションカンパニー	34
全社共通部門	92
合計	350

(注) 全社共通部門として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであり特定の部門に区分できないものであります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
197	45.4	15.5	7,293	3.6

セグメントの名称	従業員数(名)
関東・甲信越カンパニー	34
中部・関西第1カンパニー	38
中部・関西第2カンパニー	33
全社共通部門	92
合計	197

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 全社共通部門として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであり特定の部門に区分できないものであります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は常に協調的であり円満に推移しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準の変更等についての情報を適時入手するとともに、研修会等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,254,189	11,946,209
受取手形、売掛金及び契約資産	2 9,587,920	2 6,022,531
電子記録債権	1,576,895	765,705
棚卸資産	1 8,741,466	1 4,756,481
その他	339,451	218,565
流動資産合計	23,499,924	23,709,493
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4 441,932	4 430,668
車両運搬具（純額）	4 5,252	4 2,863
工具、器具及び備品（純額）	4 45,786	4 107,596
土地	6 1,902,985	6 1,902,985
リース資産（純額）	4 56,832	4 27,205
建設仮勘定	46,314	-
有形固定資産合計	2,499,103	2,471,319
無形固定資産	46,193	36,401
投資その他の資産		
投資有価証券	5 1,867,403	5 2,528,455
繰延税金資産	48,683	44,216
その他	1,094,781	954,866
投資その他の資産合計	3,010,868	3,527,538
固定資産合計	5,556,166	6,035,259
資産合計	29,056,090	29,744,752

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,081,855	4,016,728
電子記録債務	1,334,907	1,310,209
短期借入金	7 1,150,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	3,000,000
未払法人税等	101,248	253,627
賞与引当金	227,816	243,429
役員賞与引当金	184,036	180,989
その他	3 599,485	3 802,106
流動負債合計	7,679,349	9,807,091
固定負債		
長期借入金	3,000,000	-
退職給付に係る負債	419,569	378,253
繰延税金負債	410,000	750,735
その他	50,854	51,289
固定負債合計	3,880,424	1,180,278
負債合計	11,559,774	10,987,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,075,396	3,075,396
資本剰余金	2,511,066	2,511,078
利益剰余金	10,988,930	11,144,275
自己株式	517,337	510,411
株主資本合計	16,058,055	16,220,337
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	939,259	1,385,236
土地再評価差額金	6 662,775	6 662,775
為替換算調整勘定	1,048,823	1,694,976
その他の包括利益累計額合計	1,325,307	2,417,437
新株予約権	112,952	119,607
純資産合計	17,496,316	18,757,382
負債純資産合計	29,056,090	29,744,752

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	56,998,768	39,362,026
売上原価	1 50,419,686	1 33,022,792
売上総利益	6,579,081	6,339,234
販売費及び一般管理費		
役員報酬	279,557	278,015
給料及び賞与	2,222,541	2,199,037
賞与引当金繰入額	211,202	228,620
役員賞与引当金繰入額	184,036	180,989
退職給付費用	114,873	51,673
法定福利及び厚生費	392,367	480,790
荷造運搬費	529,481	467,075
旅費及び交通費	226,860	260,002
不動産賃借料	128,430	127,140
減価償却費	201,132	260,631
その他	988,625	1,003,759
販売費及び一般管理費合計	5,479,109	5,537,736
営業利益	1,099,972	801,497
営業外収益		
受取利息	43,420	56,216
受取配当金	43,357	54,161
仕入割引	4,456	4,959
為替差益	-	20,243
不動産賃貸料	30,310	28,124
その他	15,356	33,273
営業外収益合計	136,901	196,978
営業外費用		
支払利息	55,008	36,715
売上債権売却損	21,834	-
為替差損	51,635	-
不動産賃貸原価	11,032	11,065
その他	464	368
営業外費用合計	139,975	48,149
経常利益	1,096,898	950,327
特別損失		
減損損失	2 37,211	2 45,117
特別損失合計	37,211	45,117
税金等調整前当期純利益	1,059,687	905,210
法人税、住民税及び事業税	326,873	367,175
法人税等調整額	90,586	141,753
法人税等合計	417,460	508,929
当期純利益	642,226	396,280
親会社株主に帰属する当期純利益	642,226	396,280

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
当期純利益	642,226	396,280
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	85,530	445,977
為替換算調整勘定	21,455	646,152
その他の包括利益合計	64,074	1,092,129
包括利益	706,301	1,488,410
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	706,301	1,488,410

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,075,396	2,511,009	10,587,438	517,457	15,656,386
当期変動額					
剰余金の配当			240,735		240,735
親会社株主に帰属する 当期純利益			642,226		642,226
自己株式の取得				712	712
自己株式の処分		57		832	889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	57	401,491	120	401,669
当期末残高	3,075,396	2,511,066	10,988,930	517,337	16,058,055

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	853,729	662,775	1,070,279	1,261,233	98,940	17,016,559
当期変動額						
剰余金の配当						240,735
親会社株主に帰属する 当期純利益						642,226
自己株式の取得						712
自己株式の処分						889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	85,530	-	21,455	64,074	14,012	78,087
当期変動額合計	85,530	-	21,455	64,074	14,012	479,756
当期末残高	939,259	662,775	1,048,823	1,325,307	112,952	17,496,316

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,075,396	2,511,066	10,988,930	517,337	16,058,055
当期変動額					
剰余金の配当			240,935		240,935
親会社株主に帰属する 当期純利益			396,280		396,280
自己株式の取得				153	153
自己株式の処分		11		7,079	7,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	11	155,345	6,925	162,282
当期末残高	3,075,396	2,511,078	11,144,275	510,411	16,220,337

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	939,259	662,775	1,048,823	1,325,307	112,952	17,496,316
当期変動額						
剰余金の配当						240,935
親会社株主に帰属する 当期純利益						396,280
自己株式の取得						153
自己株式の処分						7,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	445,977	-	646,152	1,092,129	6,654	1,098,784
当期変動額合計	445,977	-	646,152	1,092,129	6,654	1,261,066
当期末残高	1,385,236	662,775	1,694,976	2,417,437	119,607	18,757,382

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,059,687	905,210
減価償却費	203,501	272,604
減損損失	37,211	45,117
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	20,255	45,775
株式報酬費用	14,902	13,741
賞与引当金の増減額（は減少）	9,475	11,929
役員賞与引当金の増減額（は減少）	59,141	3,047
固定資産除売却損益（は益）	95	-
投資有価証券売却損益（は益）	-	21,661
受取利息及び受取配当金	86,777	110,378
不動産賃貸料	30,310	28,124
支払利息	76,842	36,715
不動産賃貸原価	11,032	11,065
売上債権及び契約資産の増減額（は増加）	286,684	4,906,229
棚卸資産の増減額（は増加）	1,326,013	4,306,189
その他の資産の増減額（は増加）	35,711	97,596
仕入債務の増減額（は減少）	2,289,711	445,748
未払消費税等の増減額（は減少）	209,971	305,029
その他の負債の増減額（は減少）	23,241	75,015
小計	163,199	10,181,679
利息及び配当金の受取額	86,777	110,378
利息の支払額	76,842	36,715
法人税等の支払額	607,689	302,834
法人税等の還付額	-	72,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	760,954	10,025,160
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	60,955	46,371
無形固定資産の取得による支出	7,702	6,210
投資有価証券の取得による支出	15,521	18,497
投資有価証券の売却による収入	-	30,169
長期前払費用の取得による支出	216,624	4,270
投資不動産の賃貸による収入	30,310	28,124
投資不動産の賃貸による支出	2,655	3,017
その他	255	1,902
投資活動によるキャッシュ・フロー	273,404	18,168
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,150,000	1,150,000
長期借入れによる収入	3,000,000	-
長期借入金の返済による支出	3,800,000	-
リース債務の返済による支出	71,825	84,767
自己株式の取得による支出	712	153
ストックオプションの行使による収入	0	3
配当金の支払額	240,663	241,897
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,799	1,476,815
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,512	161,842
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,014,071	8,692,019
現金及び現金同等物の期首残高	4,268,261	3,254,189
現金及び現金同等物の期末残高	3,254,189	11,946,209

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数	11社
連結子会社の名称	東海テクノセンター(株)、東海精工(香港)有限公司、TOKAI ELECTRONICS(S)PTE.LTD.、台湾東海精工股份有限公司、TOKAI ELECTRONICS AMERICA,LTD.、TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES,INC.、PT.TOKAI ELECTRONICS INDONESIA、東精国際貿易(上海)有限公司、TOKAI ELECTRONICS(THAILAND)LTD.、TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT.LTD.、TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH

連結範囲の変更 当連結会計年度において、連結子会社であった東海オートマチック株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
- 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東精国際貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- 3 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
棚卸資産	市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 10～50年 車両運搬具 5～6年 工具、器具及び備品 2～20年
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上はありません。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

 - ・当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
 - ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
 - ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

当社グループが本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社グループが代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、一時点で履行義務が充足される契約については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識し、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義

務の充足に係る進捗度を見積り収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建債権及び外貨建予定取引
ヘッジ方針	外貨建債権及び外貨建予定取引の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

以下のとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額を計上しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	36,955千円	34,261千円

棚卸資産評価損の戻入益は加味しておりません。なお、得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っている棚卸資産評価損も含まれています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の評価に当たり、在庫回転期間が1年超であり、直近6ヶ月の間に仕入実績のない商品について営業部署が得意先からの受注見込みに基づき正味実現可能価額の見積りを行っております。正味実現可能価額は得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に得意先との交渉により買い取られる商品に基づき算定しており、収益性の低下が認められた棚卸資産については、棚卸資産評価損を売上原価に計上しております。

なお、正味実現可能価額の見積りの結果、得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に買い取られる商品に変動が生じた場合、棚卸資産評価損計上額に変動が生じる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	48,683千円	44,216千円
繰延税金負債	410,000千円	750,735千円

なお、上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、納税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産計上額に変動が生じる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
商品	8,741,466千円	4,756,481千円

2 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
受取手形	50,291千円	26,552千円
売掛金	9,486,510千円	5,986,348千円
契約資産	51,117千円	9,630千円
合計	9,587,920千円	6,022,531千円

3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
前受金	14,394千円	2,406千円

4 有形固定資産減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	1,103,723千円	1,133,476千円
車両運搬具	20,526千円	22,915千円
工具、器具及び備品	255,338千円	275,109千円
リース資産	175,124千円	222,895千円
計	1,554,712千円	1,654,397千円

5 取引保証金の代用として差入れている資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券	88,184千円	123,505千円

6 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日...2002年3月31日

7 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	9,500,000千円	9,500,000千円
借入実行残高	1,150,000千円	-千円
差引額	8,350,000千円	9,500,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損（は戻入益）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上原価	80,688千円	29,548千円

2 減損損失

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
日本	事業用資産	構築物	277千円
シンガポール	事業用資産	リース資産	3,212千円
インドネシア	事業用資産	工具、器具及び備品 リース資産	4,735千円
中国	事業用資産	工具、器具及び備品 リース資産	13,038千円
インド	事業用資産	リース資産	15,946千円

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して、主として事業所別又は事業会社別にグルーピングし、減損損失の判定を行っております。

事業用資産については、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価し、未償却残高の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
インド	事業用資産	リース資産	2,519千円
インドネシア	事業用資産	リース資産	3,995千円
ドイツ	事業用資産	リース資産	5,981千円
シンガポール	事業用資産	リース資産	6,510千円
アメリカ	事業用資産	リース資産	26,111千円

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して、主として事業所別又は事業会社別にグルーピングし、減損損失の判定を行っております。

事業用資産については、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価し、未償却残高の全額を減損損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	(単位:千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	138,571	672,972
組替調整額	-	21,909
法人税等及び税効果調整前	138,571	651,063
法人税等及び税効果額	53,040	205,085
その他有価証券評価差額金	85,530	445,977
為替換算調整勘定		
当期発生額	21,455	646,152
その他の包括利益合計	64,074	1,092,129

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,360,263	-	-	2,360,263
合計	2,360,263	-	-	2,360,263
自己株式				
普通株式(注)	248,628	240	400	248,468
合計	248,628	240	400	248,468

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加240株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少400株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						112,952
合計							112,952

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	120,363	57	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	120,372	57	2024年9月30日	2024年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	120,372	利益剰余金	57	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,360,263	-	-	2,360,263
合計	2,360,263	-	-	2,360,263
自己株式				
普通株式(注)	248,468	55	3,400	245,123
合計	248,468	55	3,400	245,123

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加55株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,400株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						119,607
合計							119,607

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	120,372	57	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	120,562	57	2025年9月30日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	120,562	利益剰余金	57	2026年3月31日	2026年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
現金及び預金勘定	3,254,189千円	11,946,209千円
現金及び現金同等物	3,254,189千円	11,946,209千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、在外連結子会社における事務所であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (2026年 3月 31日)
1年内	6,583	5,514
1年超	23,748	17,378
合計	30,331	22,892

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金は自己資金で賄っており、資金調達が必要な場合においては、主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は短期で安全性の高い預金等で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金・電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先と事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高と比較して、資金需要を勘案し原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金・電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高と比較して、資金需要を勘案の上、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

長期借入金は、主に事業譲受に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利の契約であるため金利変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引相手ごと個別に評価し与信限度を設定しており、その範囲内で取引を実行しております。また、各営業部及び管理本部総務部において定期的に取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、各通貨別の資金需要を勘案し、管理本部経理部において行っております。月次の取引内容については、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(2)	1,862,203	1,862,203	-
資産計	1,862,203	1,862,203	-
(1) 長期借入金	3,000,000	2,993,148	6,851
負債計	3,000,000	2,993,148	6,851

- (1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度
非上場株式	5,200

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(2)	2,523,255	2,523,255	-
資産計	2,523,255	2,523,255	-
(1) 長期借入金(3)	3,000,000	2,977,679	22,320
負債計	3,000,000	2,977,679	22,320

- (1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度
非上場株式	5,200

- (3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,252,732	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,536,802	-	-	-
電子記録債権	1,576,895	-	-	-
合計	14,366,430	-	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	11,945,971	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,012,901	-	-	-
電子記録債権	765,705	-	-	-
合計	18,724,578	-	-	-

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,150,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	3,000,000	-	-	-	-
合計	1,150,000	3,000,000	-	-	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金()	3,000,000	-	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-	-	-

() 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,862,203	-	-	1,862,203
資産計	1,862,203	-	-	1,862,203

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,523,255	-	-	2,523,255
資産計	2,523,255	-	-	2,523,255

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,993,148	-	2,993,148
負債計	-	2,993,148	-	2,993,148

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,977,679	-	2,977,679
負債計	-	2,977,679	-	2,977,679

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	1,851,010	496,788	1,354,222
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,851,010	496,788	1,354,222
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	11,192	13,755	2,563
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,192	13,755	2,563
合計		1,862,203	510,544	1,351,658

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	2,517,524	542,631	1,974,892
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,517,524	542,631	1,974,892
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	5,731	7,275	1,544
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,731	7,275	1,544
合計		2,523,255	549,906	1,973,348

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	30,169	21,661	-
合計	30,169	21,661	-

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、減損処理に当たっては、当連結会計年度末における時価が取得原価の50%以下に下落したときに、回復可能性があると認められる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、当連結会計年度末における時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末、当連結会計年度末の時価及び当連結会計年度中の時価の推移を勘案し、回復可能性があると認められる場合を除き減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	150,170		(注)
合計			150,170		

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金または買掛金に含めて記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	154,880		(注)
合計			154,880		

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金または買掛金に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の退職給付制度は、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
 確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。
 退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
 当社及び国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	399,157	419,569
退職給付費用	77,557	15,734
退職給付の支払額	27,856	34,991
制度への拠出額	35,279	33,865
その他	5,989	11,805
退職給付に係る負債の期末残高	419,569	378,253

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2025年3月31日)	(2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	817,242	798,069
年金資産	428,361	456,024
	388,881	342,044
非積立型制度の退職給付債務	30,688	36,208
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	419,569	378,253
退職給付に係る負債	419,569	378,253
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	419,569	378,253

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	77,557	15,734

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 38,394千円、当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 37,304千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	14,902千円	13,741千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 9名 当社の執行役員 3名	当社の取締役 9名 当社の執行役員 4名	当社の取締役 9名 当社の執行役員 4名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(注)	普通株式 5,400株	普通株式 5,600株	普通株式 5,600株
付与日	2010年7月20日	2011年7月20日	2012年7月20日
権利確定条件	付与日(2010年7月20日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること	付与日(2011年7月20日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること	付与日(2012年7月20日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2010年7月21日 至 2053年7月10日	自 2011年7月21日 至 2053年7月10日	自 2012年7月21日 至 2053年7月10日

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 6名	当社の取締役 11名 当社の執行役員 4名	当社の取締役 11名 当社の執行役員 6名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(注)	普通株式 7,200株	普通株式 7,200株	普通株式 7,600株
付与日	2013年7月22日	2014年7月18日	2015年7月21日
権利確定条件	付与日(2013年7月22日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること	付与日(2014年7月18日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること	付与日(2015年7月21日) 以降、権利行使期間(2053 年7月10日)内において、 当社の取締役又は執行役 員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2013年7月23日 至 2053年7月10日	自 2014年7月22日 至 2053年7月10日	自 2015年7月22日 至 2053年7月10日

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 6名	当社の取締役 6名 当社の上席執行役員 5名 当社の執行役員 5名	当社の取締役 6名 当社の上席執行役員 5名 当社の執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 8,200株	普通株式 6,600株	普通株式 9,800株
付与日	2016年7月21日	2017年7月24日	2018年7月23日
権利確定条件	付与日(2016年7月21日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役又は執行役員であること	付与日(2017年7月24日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上席執行役員又は執行役員であること	付与日(2018年7月23日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上席執行役員又は執行役員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年7月22日 至 2053年7月10日	自 2017年7月25日 至 2053年7月10日	自 2018年7月24日 至 2053年7月10日

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の上席執行役員 5名 当社の執行役員 6名	当社の取締役 6名 当社の上席執行役員 7名 当社の執行役員 5名	当社の取締役 6名 当社の上級執行役員 7名 当社の執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 6,600株	普通株式 10,000株	普通株式 9,400株
付与日	2020年3月23日	2021年3月23日	2021年7月27日
権利確定条件	付与日(2020年3月23日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上席執行役員又は執行役員であること	付与日(2021年3月23日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上席執行役員又は執行役員であること	付与日(2021年7月27日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上級執行役員又は執行役員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月24日 至 2053年7月10日	自 2021年3月24日 至 2053年7月10日	自 2021年7月28日 至 2053年7月10日

	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の上級執行役員 8名 当社の執行役員 6名	当社の取締役 6名 当社の上級執行役員 8名 当社の執行役員 4名	当社の取締役 6名 当社の上級執行役員 9名 当社の執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 11,000株	普通株式 9,600株	普通株式 7,000株
付与日	2022年7月26日	2023年7月26日	2024年7月29日
権利確定条件	付与日(2022年7月26日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上級執行役員又は執行役員であること	付与日(2023年7月26日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上級執行役員又は執行役員であること	付与日(2024年7月29日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上級執行役員又は執行役員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年7月27日 至 2053年7月10日	自 2023年7月27日 至 2053年7月10日	自 2024年7月30日 至 2053年7月10日

	2025年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の上級執行役員 7名 当社の執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 7,400株
付与日	2025年7月28日
権利確定条件	付与日(2025年7月28日)以降、権利行使期間(2053年7月10日)内において、当社の取締役、上級執行役員又は執行役員であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年7月29日 至 2053年7月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	400	800	800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	400	800	800

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,600	1,600	1,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	1,600	1,600	1,800

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,800	2,400	3,400
権利確定	-	-	-
権利行使	-	400	400
失効	-	-	-
未行使残	1,800	2,000	3,000

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,200	5,600	7,400
権利確定	-	-	-
権利行使	200	400	400
失効	-	-	-
未行使残	3,000	5,200	7,000

	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	9,000	9,400	7,000
権利確定	-	-	-
権利行使	400	800	400
失効	-	-	-
未行使残	8,600	8,600	6,600

	2025年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	7,400
失効	-
権利確定	7,400
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	7,400
権利行使	-
失効	-
未行使残	7,400

単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	1,201	1,256	1,399

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	1,605	1,626	2,268

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	2,529	2,529
付与日における公正な 評価単価(円)	1,653	1,943	2,358

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,529	2,529	2,529
付与日における公正な 評価単価(円)	1,251	1,985	1,955

	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,529	2,479	2,479
付与日における公正な 評価単価(円)	2,174	2,272	2,128

	2025年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な 評価単価(円)	1,856

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2025年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2025年ストック・オプション
株価変動性(注)1	17.97%
予想残存期間(注)2	8.00年
予想配当(注)3	114円/株
無リスク利率(注)4	1.40%

(注)1 8年間(2017年8月から2025年7月まで)の株価実績に基づき算出しております。

2 予想残存期間は、退任時の年齢に基づき合理的に見積もった期間としております。

3 2025年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、株式報酬型ストック・オプションは将来の失効数は見込まれないため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	228,569千円	302,203千円
賞与引当金	60,106千円	65,874千円
未払費用	21,156千円	23,804千円
棚卸資産	152,462千円	9,927千円
未払事業税	11,553千円	25,149千円
棚卸資産未実現利益	33,648千円	10,519千円
退職給付に係る負債	117,913千円	101,745千円
投資有価証券評価損	16,424千円	15,945千円
減価償却費	99,142千円	97,256千円
減損損失	38,202千円	30,579千円
その他	42,391千円	44,396千円
繰延税金資産小計	821,571千円	727,401千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	228,569千円	302,203千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	426,466千円	380,981千円
評価性引当額小計	655,035千円	683,184千円
繰延税金資産合計	166,536千円	44,216千円
繰延税金負債		
在外子会社留保金	112,732千円	129,303千円
その他有価証券評価差額金	412,399千円	617,485千円
その他	2,721千円	3,946千円
繰延税金負債合計	527,853千円	750,735千円
繰延税金資産(負債)の純額	361,316千円	706,519千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	12,920	14,859	15,856	12,705	38,680	133,546	228,569
評価性引当額	12,920	14,859	15,856	12,705	38,680	133,546	228,569
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	13,128	15,041	16,083	25,122	43,681	189,146	302,203
評価性引当額	13,128	15,041	16,083	25,122	43,681	189,146	302,203
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

再評価に係る繰延税金資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	208,774千円	208,774千円
評価性引当額	208,774千円	208,774千円
合計	- 千円	- 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.0%	6.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3%	0.4%
住民税均等割	1.1%	1.2%
外国税額控除	1.1%	1.0%
子会社の税率差異	4.0%	1.2%
在外子会社留保金	0.4%	1.8%
未実現利益に係る税効果未認識額	0.9%	2.9%
評価性引当金の増減額	2.4%	8.6%
過年度法人税等	0.4%	3.7%
その他	0.8%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4%	56.2%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年1月30日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社100%出資の連結子会社であった東海オートマチックズ株式会社を吸収合併いたしました。

合併の概要は以下のとおりであります。

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称 東海エレクトロニクス株式会社

事業の内容 1. 社会インフラ向けシステムの開発と販売
2. 電子デバイス、半導体デバイス、高機能材料の開発と販売
3. ソフトウェア、組込モジュールの開発と販売

(消滅会社)

名称 東海オートマチックズ株式会社

事業の内容 アセンブリ製品、コンポーネント製品販売

(2) 企業結合日 2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、東海オートマチックズ株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称 東海エレクトロニクス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、更なる業務品質の向上や経営の効率化を図るため、当社の100%連結子会社であった東海オートマチックズ株式会社を吸収合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	関東・甲信越カンパニー	中部・関西第1カンパニー	中部・関西第2カンパニー	オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	システム・ソリューションカンパニー	計
市場分野別						
自動車	2,469,397	420,648	28,348,820	9,870,316	23,901	41,133,084
F A・工作機械	568,545	4,773,609	26,735	610,398	12,945	5,992,235
情報通信	347,399	294,253	11,649	4,700,239	72	5,353,615
環境	195,896	568,235	31,629	34,315	91,890	921,966
医療	323,596	518,086	128	25,736	7,720	875,267
その他	223,235	888,100	406,968	329,597	874,698	2,722,599
顧客との契約から生じる収益	4,128,070	7,462,933	28,825,932	15,570,604	1,011,228	56,998,768
収益認識の時期別						
一時点で移転される財	4,127,214	7,462,246	28,737,890	15,570,604	-	55,897,955
一定の期間にわたり移転される財	855	687	88,041	-	1,011,228	1,100,813
顧客との契約から生じる収益	4,128,070	7,462,933	28,825,932	15,570,604	1,011,228	56,998,768
外部顧客への売上高	4,128,070	7,462,933	28,825,932	15,570,604	1,011,228	56,998,768

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	関東・甲信越カンパニー	中部・関西第1カンパニー	中部・関西第2カンパニー	オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	システム・ソリューションカンパニー	計
市場分野別						
自動車	2,315,007	137,097	11,535,980	7,661,003	2,804	21,651,892
F A・工作機械	393,677	5,307,284	21,554	850,225	18,935	6,591,677
情報通信	318,854	293,914	25,776	4,632,730	626	5,271,902
環境	191,806	688,156	6,756	23,997	155,172	1,065,888
医療	259,586	801,115	4,905	13,256	5,310	1,084,173
その他	274,614	772,413	403,188	420,344	1,825,930	3,696,491
顧客との契約から生じる収益	3,753,546	7,999,981	11,998,161	13,601,557	2,008,779	39,362,026
収益認識の時期別						
一時点で移転される財	3,752,533	7,998,519	11,932,838	13,601,557	-	37,285,448
一定の期間にわたり移転される財	1,013	1,462	65,322	-	2,008,779	2,076,578
顧客との契約から生じる収益	3,753,546	7,999,981	11,998,161	13,601,557	2,008,779	39,362,026
外部顧客への売上高	3,753,546	7,999,981	11,998,161	13,601,557	2,008,779	39,362,026

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,832,256	11,113,698
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	11,113,698	6,778,607
契約資産(期首残高)	52,684	51,117
契約資産(期末残高)	51,117	9,630
契約負債(期首残高)	30,763	14,394
契約負債(期末残高)	14,394	2,406

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、30,763千円であります。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,394千円であります。

契約資産は、主に設備工事やソフトウェア・システム開発の請負契約について期末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、請負契約及び保守メンテナンスサービス契約における顧客からであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は各種電子部品及び関連商品の販売を行うのみでなく、ソフトウェアやシステム提案等、総合的なソリューション提案にシフトしており、国内は国内営業本部統括の関東・甲信越カンパニー、中部・関西第1カンパニー、中部・関西第2カンパニーに区分しております。海外においては海外営業本部統括のもとオーバーシーズ・ソリューションカンパニーとして、中国・米国・欧州・東南アジア地区を中心に販売活動を行っております。また、システム事業として、ソフトウェアの開発・販売及びその他サービス等の事業活動を展開しているシステム・ソリューションカンパニーに区分しており、これらの各カンパニーを報告セグメントとしております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

2025年4月1日より、当社グループは、未来の価値創造に向けた戦略的な取り組みを推進するため、自動車分野への取り組みが中心であった中部・関西第2カンパニーと中部・関西第3カンパニーを統合し、新たな中部・関西第2カンパニーとする体制としました。これにより、報告セグメントの区分を従来の「関東・甲信越カンパニー」、「中部・関西第1カンパニー」、「中部・関西第2カンパニー」、「中部・関西第3カンパニー」、「オーバーシーズ・ソリューションカンパニー」、「システム・ソリューションカンパニー」の6セグメントから、「関東・甲信越カンパニー」、「中部・関西第1カンパニー」、「中部・関西第2カンパニー」、「オーバーシーズ・ソリューションカンパニー」、「システム・ソリューションカンパニー」の5セグメントに改編しております。

また、更なる業務品質の向上や営業力の強化を図るため、2025年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である東海オートマチックス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。この吸収合併により、従来、セグメント「システム・ソリューションカンパニー」に含めていた東海オートマチックス株式会社が行っていた事業は、当社の事業に承継されているため、当連結会計年度より当該事業部分を「中部・関西第1カンパニー」に含めてセグメント情報を作成しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しておりません。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					
	関東・甲信越 カンパニー	中部・関西第1 カンパニー	中部・関西第2 カンパニー	オーバーシーズ・ ソリューション カンパニー	システム・ ソリューション カンパニー	計
売上高						
外部顧客への売上高	4,128,070	7,462,933	28,825,932	15,570,604	1,011,228	56,998,768
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,027,578	662,289	584,098	2,569,582	62,599	4,906,147
計	5,155,648	8,125,223	29,410,030	18,140,186	1,073,828	61,904,916
セグメント利益	242,998	297,471	1,025,170	212,296	161,974	1,939,911
セグメント資産	2,968,652	3,985,545	9,496,403	9,200,400	801,900	26,452,903
その他の項目						
減価償却費	20,400	36,506	41,595	75,982	10,287	184,773
減損損失	-	277	-	36,933	-	37,211
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	534	7,943	8,198	3,440	7,767	27,884

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					
	関東・甲信越 カンパニー	中部・関西第1 カンパニー	中部・関西第2 カンパニー	オーバーシーズ・ ソリューション カンパニー	システム・ ソリューション カンパニー	計
売上高						
外部顧客への売上高	3,753,546	7,999,981	11,998,161	13,601,557	2,008,779	39,362,026
セグメント間の内部 売上高又は振替高	883,960	818,976	458,079	3,155,693	52,400	5,369,110
計	4,637,507	8,818,958	12,456,240	16,757,251	2,061,180	44,731,137
セグメント利益又は 損失（ ）	80,653	259,063	658,604	35,849	643,476	1,605,948
セグメント資産	2,274,485	3,584,342	4,125,572	9,838,133	1,344,132	21,166,666
その他の項目						
減価償却費	41,253	55,083	64,582	70,304	10,104	241,328
減損損失	-	-	-	45,117	-	45,117
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,170	20,984	21,404	27,627	3,183	74,369

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	61,904,916	44,731,137
セグメント間取引消去	4,906,147	5,369,110
連結財務諸表の売上高	56,998,768	39,362,026

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,939,911	1,605,948
セグメント間取引消去	22,238	23,388
全社費用(注)	862,176	827,839
連結財務諸表の営業利益	1,099,972	801,497

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	26,452,903	21,166,666
全社資産(注) 1	4,072,626	9,852,296
その他の調整額(注) 2	1,469,438	1,274,210
連結財務諸表の資産合計	29,056,090	29,744,752

(注) 1. 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社での運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

2. その他の調整額の主なものは、債権債務の相殺消去額及び未実現利益の消去額であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	184,773	241,328	18,728	31,276	203,501	272,604
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 1、2	27,884	74,369	229,344	1,200	257,228	75,569

(注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用が含まれております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない社内基幹システムへの投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

各種電子関連商品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりま
す。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	北米	その他	合計
41,388,868	12,237,959	2,063,035	1,308,904	56,998,768

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を
省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アイシン	21,162,092	中部・関西第2カンパニー

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

各種電子関連商品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりま
す。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	北米	その他	合計
25,768,097	11,737,150	1,088,151	768,627	39,362,026

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を
省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社デンソー	5,497,427	中部・関西第2カンパニー

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	8,231円56銭	8,811円60銭
1株当たり当期純利益	304円11銭	187円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	296円54銭	182円37銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	642,226	396,280
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	642,226	396,280
普通株式の期中平均株式数(株)	2,111,831	2,115,130
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	53,884	57,804
(うち新株予約権方式による ストック・オプション)(株)	(53,884)	(57,804)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要		-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,496,316	18,757,382
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	112,952	119,607
(うち新株予約権)(千円)	(112,952)	(119,607)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	17,383,363	18,637,775
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	2,111,795	2,115,140

(重要な後発事象)

(株式取得による企業結合)

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、株式会社成電社の自己株式を除く発行済株式の全てを取得し、同社の議決権の100%を保有する完全子会社とすることに向けて、株式会社成電社の株主との間で基本合意書を締結することを決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社成電社

事業の内容 : 電気機器及び電子部品・システム関連商材の販売等

(2) 企業結合を行う主な理由

株式会社成電社は、北関東地区において確固たる営業基盤を有し、電子部品・システム関連領域における提案力、香港・ベトナムを含む海外拠点、ならびにマイクロテック株式会社を含むグループの技術・人材基盤を有しております。

本株式取得により、当社グループは、株式会社成電社の北関東地区における顧客基盤及び提案力と、当社グループの国内外の営業網・仕入先網を相互に活用し、既存顧客への提供価値の拡大、新規顧客の開拓、ソリューションの横展開を図ってまいります。

また、海外ビジネスにおいては、当社グループの東南アジア圏ネットワークに株式会社成電社のベトナム現地法人が加わることで、日系企業のアジア展開、特にChinaプラス1戦略への対応力を高めることが可能になると考えております。

さらに、システム・ソフトウェア開発領域においては、株式会社成電社グループのマイクロテック株式会社と、当社グループのシステムソリューション領域における取り組みを融合することで、エレクトロニクス領域においてハードウェアからソフトウェアまで一貫して対応できる体制を強化し、顧客課題に対するより実装力のあるソリューションの提供を目指してまいります。

当社は、本株式取得を、単なる資本関係にとどまらず、両社が一体となって顧客への価値提供力を高め、持続的な企業価値向上を実現するための重要な施策と位置付けております。

(3) 企業結合日

2026年10月1日(予定)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,150,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	3,000,000	0.95	-
1年以内に返済予定のリース債務	62,827	54,611	4.97	-
長期借入金	3,000,000	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	32,705	33,091	5.92	2027年4月～ 2031年4月
合計	4,245,533	3,087,703	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	20,109	5,200	3,006	2,867

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	19,390,022	39,362,026
税金等調整前 中間(当期)純利益 (千円)	619,609	905,210
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	430,763	396,280
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	203.66	187.36

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	392,969	6,303,599
受取手形	50,291	979
売掛金	1 6,684,759	1 4,118,627
電子記録債権	1,521,340	729,763
商品	5,395,169	2,436,493
その他	1 283,553	1 247,797
流動資産合計	14,328,084	13,837,259
固定資産		
有形固定資産		
建物	423,312	395,975
構築物	17,649	15,780
車両運搬具	5,252	2,863
工具、器具及び備品	36,582	90,763
土地	1,902,985	1,902,985
建設仮勘定	42,262	-
有形固定資産合計	2,428,043	2,408,368
無形固定資産		
	14,869	14,873
投資その他の資産		
投資有価証券	2 1,807,980	2 2,528,455
関係会社株式	3,875,748	3,842,551
その他	1,014,115	918,607
投資その他の資産合計	6,697,844	7,289,615
固定資産合計	9,140,757	9,712,858
資産合計	23,468,842	23,550,117

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 2,589,460	1 2,450,856
電子記録債務	1,334,907	1,310,209
短期借入金	3 1,150,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	3,000,000
未払法人税等	28,026	20,318
賞与引当金	157,655	169,620
役員賞与引当金	184,036	180,989
その他	1 341,862	1 469,222
流動負債合計	5,785,948	7,601,216
固定負債		
長期借入金	3,000,000	-
関係会社事業損失引当金	66,546	190,779
退職給付引当金	369,927	317,422
繰延税金負債	313,596	621,334
その他	18,149	18,198
固定負債合計	3,768,219	1,147,734
負債合計	9,554,167	8,748,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,075,396	3,075,396
資本剰余金		
資本準備金	2,511,009	2,511,009
その他資本剰余金	57	68
資本剰余金合計	2,511,066	2,511,078
利益剰余金		
利益準備金	248,136	248,136
その他利益剰余金		
別途積立金	5,383,000	5,483,000
繰越利益剰余金	2,844,478	3,171,402
利益剰余金合計	8,475,614	8,902,538
自己株式	517,337	510,411
株主資本合計	13,544,739	13,978,600
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	919,757	1,365,735
土地再評価差額金	662,775	662,775
評価・換算差額等合計	256,982	702,959
新株予約権	112,952	119,607
純資産合計	13,914,675	14,801,167
負債純資産合計	23,468,842	23,550,117

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 41,446,284	1 25,912,705
売上原価	1 37,329,830	1 22,250,876
売上総利益	4,116,454	3,661,829
販売費及び一般管理費	1、2 3,509,393	1、2 3,491,347
営業利益	607,060	170,481
営業外収益		
受取利息	18	5,466
受取配当金	1 297,861	1 340,672
仕入割引	2,188	4,959
不動産賃貸料	1 51,790	1 48,596
為替差益	-	27,259
その他	1 7,720	1 29,338
営業外収益合計	359,578	456,293
営業外費用		
支払利息	49,356	30,807
売上債権売却損	21,834	-
不動産賃貸原価	14,706	14,735
為替差損	17,432	-
その他	464	368
営業外費用合計	103,793	45,911
経常利益	862,845	580,863
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	363,609
特別利益合計	-	363,609
特別損失		
減損損失	277	-
関係会社株式評価損	82,926	14,196
関係会社事業損失引当金繰入額	31,258	124,232
特別損失合計	114,462	138,429
税引前当期純利益	748,383	806,043
法人税、住民税及び事業税	175,000	43,400
法人税等調整額	83,884	94,784
法人税等合計	258,884	138,184
当期純利益	489,499	667,858

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,075,396	2,511,009	-	2,511,009	248,136	5,283,000	2,695,714	8,226,850
当期変動額								
別途積立金の積立						100,000	100,000	-
剰余金の配当							240,735	240,735
当期純利益							489,499	489,499
自己株式の取得								
自己株式の処分			57	57				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	57	57	-	100,000	148,763	248,763
当期末残高	3,075,396	2,511,009	57	2,511,066	248,136	5,383,000	2,844,478	8,475,614

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	517,457	13,295,798	814,963	662,775	152,188	98,940	13,546,926
当期変動額							
別途積立金の積立		-					-
剰余金の配当		240,735					240,735
当期純利益		489,499					489,499
自己株式の取得	712	712					712
自己株式の処分	832	889					889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			104,794	-	104,794	14,012	118,806
当期変動額合計	120	248,941	104,794	-	104,794	14,012	367,748
当期末残高	517,337	13,544,739	919,757	662,775	256,982	112,952	13,914,675

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,075,396	2,511,009	57	2,511,066	248,136	5,383,000	2,844,478	8,475,614
当期変動額								
別途積立金の積立						100,000	100,000	-
剰余金の配当							240,935	240,935
当期純利益							667,858	667,858
自己株式の取得								
自己株式の処分			11	11				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	11	11	-	100,000	326,923	426,923
当期末残高	3,075,396	2,511,009	68	2,511,078	248,136	5,483,000	3,171,402	8,902,538

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	517,337	13,544,739	919,757	662,775	256,982	112,952	13,914,675
当期変動額							
別途積立金の積立		-					-
剰余金の配当		240,935					240,935
当期純利益		667,858					667,858
自己株式の取得	153	153					153
自己株式の処分	7,079	7,090					7,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			445,977	-	445,977	6,654	452,631
当期変動額合計	6,925	433,860	445,977	-	445,977	6,654	886,492
当期末残高	510,411	13,978,600	1,365,735	662,775	702,959	119,607	14,801,167

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- 3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="width: 40%;">10～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table>	建物	10～50年	構築物	10～20年	車両運搬具	6年	工具、器具及び備品	2～20年
建物	10～50年								
構築物	10～20年								
車両運搬具	6年								
工具、器具及び備品	2～20年								
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。								
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。								
- 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 5 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によるものであります。
- 6 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

 - ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
 - ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
 - ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、一時点で履行義務が充足される契約については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識し、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識し

ております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	為替予約取引について振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建債権及び外貨建予定取引
ヘッジ方針	外貨建債権及び外貨建予定取引の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

以下のとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額を計上しております。

科目名	前事業年度	当事業年度
売上原価	32,414千円	25,676千円

棚卸資産評価損の戻入益は加味しておりません。なお、得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っている棚卸資産評価損も含まれています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の1.(2)に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	313,596千円	621,334千円

なお、上記繰延税金負債は繰延税金資産と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の2.(2)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	910,980千円	877,378千円
短期金銭債務	196,325千円	108,484千円

2 取引保証金の代用として差入れている資産

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
投資有価証券	88,184千円	123,505千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	9,500,000千円	9,500,000千円
借入実行残高	1,150,000千円	-千円
差引額	8,350,000千円	9,500,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,272,757千円	2,161,016千円
仕入高	2,612,953千円	3,103,011千円
販売費及び一般管理費	28,972千円	31,627千円
営業取引以外の取引による取引高	278,969千円	307,338千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び賞与	1,159,883千円	1,154,332千円
賞与引当金繰入額	157,655千円	169,620千円
役員賞与引当金繰入額	184,036千円	180,989千円
退職給付費用	97,306千円	33,157千円
減価償却費	114,951千円	180,477千円
おおよその割合		
販売費	65%	63%
一般管理費	35%	37%

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	3,875,748

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	3,842,551

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
商品	137,127千円	9,877千円
賞与引当金	48,242千円	53,430千円
未払費用	14,261千円	17,104千円
未払事業税	6,441千円	6,357千円
退職給付引当金	116,527千円	99,988千円
投資有価証券評価損	15,945千円	15,945千円
関係会社株式評価損	238,181千円	242,653千円
関係会社事業損失引当金	20,962千円	60,095千円
減価償却費	98,946千円	97,039千円
減損損失	38,202千円	30,579千円
その他	41,553千円	44,187千円
繰延税金資産小計	776,391千円	677,258千円
評価性引当額	684,788千円	677,258千円
繰延税金資産合計	91,603千円	- 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	402,527千円	617,485千円
未収事業税	2,671千円	3,848千円
繰延税金負債合計	405,199千円	621,334千円
繰延税金資産(負債)の純額	313,596千円	621,334千円

再評価に係る繰延税金資産の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	208,774千円	208,774千円
評価性引当額	208,774千円	208,774千円
合計	- 千円	- 千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「関係会社事業損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において繰延税金資産の「その他」に表示しておりました62,515千円は、「関係会社事業損失引当金」20,962千円、「その他」41,553千円として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.3%	7.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.8%	11.3%
住民税均等割	1.5%	1.4%
評価性引当金の増減額	3.5%	0.7%
外国税額	1.6%	1.2%
抱合せ株式消滅差益	- %	13.8%
過年度法人税等	0.6%	1.1%
その他	0.7%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6%	17.1%

(企業結合等関係)

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	423,312	-	-	27,336	395,975	1,080,020
	構築物	17,649	-	-	1,868	15,780	36,181
	車両運搬具	5,252	-	-	2,388	2,863	22,915
	工具、器具及び備品	36,582	77,468	352	22,935	90,763	189,464
	土地	1,902,985	-	-	-	1,902,985	-
	建設仮勘定	42,262	-	42,262	-	-	-
	計	2,428,043	77,468	42,614	54,529	2,408,368	1,328,581
無形固定資産		14,869	6,210	-	6,206	14,873	-

(注) 1 工具、器具及び備品の増加額の主なものは、拡販用デモ機購入費用等であります。

2 建設仮勘定の減少額は、金型製作費用を工具、器具及び備品へ振り替えたものであります。

3 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期末残高
賞与引当金	157,655	169,620	157,655	169,620
役員賞与引当金	184,036	180,989	184,036	180,989
関係会社事業損失引当金	66,546	124,232	-	190,779

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社										
取次所											
買取手数料	株式の売買委託に係る手数料として別途定める金額										
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.tokai-ele.com/										
株主に対する特典	毎年決算期末(3月31日)現在の株主名簿に(記載または)記録された株主様を対象に保有株式数に応じて「Quoカード」を贈呈。 <table border="1" data-bbox="459 920 1174 1066"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>Quoカード金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単元</td> <td>500円(500円券1枚)</td> </tr> <tr> <td>2単元以上~10単元未満</td> <td>1,000円(1,000円券1枚)</td> </tr> <tr> <td>10単元以上~20単元未満</td> <td>3,000円(1,000円券3枚)</td> </tr> <tr> <td>20単元以上</td> <td>5,000円(1,000円券5枚)</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	Quoカード金額	1単元	500円(500円券1枚)	2単元以上~10単元未満	1,000円(1,000円券1枚)	10単元以上~20単元未満	3,000円(1,000円券3枚)	20単元以上	5,000円(1,000円券5枚)
保有株式数	Quoカード金額										
1単元	500円(500円券1枚)										
2単元以上~10単元未満	1,000円(1,000円券1枚)										
10単元以上~20単元未満	3,000円(1,000円券3枚)										
20単元以上	5,000円(1,000円券5枚)										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第70期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月25日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第71期中) (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年6月27日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書

2026年6月23日東海財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

東海エレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 泰 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 井 怜

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海エレクトロニクス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海エレクトロニクス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2026年3月31日現在、連結貸借対照表上、棚卸資産を4,756,481千円（連結総資産の16.0%）計上しており、その大部分は自動車分野向けビジネスにかかるものである。また注記事項の重要な会計上の見積りに記載されているとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額（前連結会計年度における簿価切下額の戻入考慮前）として2026年3月末に34,261千円を見積もっている。なお、当該金額には得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っているものも含まれている。</p> <p>会社は棚卸資産の評価に当たり、在庫回転期間が1年超であり、直近6ヶ月の間に仕入実績のない商品について営業部署が得意先からの受注見込みに基づき正味実現可能価額の見積りを行っている。正味実現可能価額は得意先の量産継続期間に使用される商品及び量産期間終了後に得意先との交渉により買い取られる商品に基づき算定している。これら正味実現可能価額の見積りは経営者の重要な判断を伴う事項であり、会計上の見積りに係る監査において高度な判断を要する。</p> <p>棚卸資産の計上額に量的重要性があること、将来の販売可能性の検討には見積りの不確実性があり経営者の重要な判断を伴うものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は棚卸資産の評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の理解及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の通常流動在庫に対する在庫評価損の計上にかかる内部統制のうち、営業部署が行った販売可能性の判断に対するモニタリングに係るプロセスについて、質問及び文書の閲覧等により整備及び運用状況の有効性を評価した。滞留在庫の判断基準となる在庫回転期間について、基幹システムに登録されている直近販売数量と期末在庫数量に基づき算出されていることを再実施により確認した。 <p>(2)評価方法の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産の評価に影響を及ぼす事象の有無を確かめるため、所管部署への質問や取締役会議事録及び稟議書を閲覧した。 ・ 過年度における棚卸資産評価損の見積りとその後の払出実績とを比較し、経営者による見積りの精度を評価するとともに、滞留品判定基準の合理性やその見直しの要否を検討した。 <p>(3)見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の滞留在庫の把握が網羅的に行われていることを検証するために、滞留在庫判定資料上の対象在庫と監査人再実施の対象在庫が整合していることを検討した。 ・ 在庫回転期間が1年超であり直近6ヶ月の間に仕入実績のない商品について、将来の販売可能性を示す証憑を閲覧し、営業部署が行った販売可能性に係る判断の合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利

益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海エレクトロニクス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東海エレクトロニクス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

東海エレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後	藤	泰	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細	井		怜

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海エレクトロニクス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海エレクトロニクス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価

会社は2026年3月31日現在、貸借対照表上、商品を2,436,493千円（総資産の10.3%）計上しており、その大部分は自動車分野向けビジネスにかかるものである。また注記事項の重要な会計上の見積りに記載されているとおり、棚卸資産に係る収益性の低下に伴う簿価切下額（前事業年度における簿価切下額の戻入考慮前）として2026年3月末に25,676千円を見積もっている。なお、当該金額には得意先からの指示に基づき通常流動在庫とは区分して補給品として登録を行い、期間定額償却を行っているものも含まれている。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（棚卸資産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。